

一般廃棄物処理基本計画書

令和7年（2025年）3月

田辺市

改訂履歴

版 数	発行年月	改訂履歴
第 1 版	平成 31 年（2019 年）3 月	初版発行
第 2 版	令和 7 年（2025 年）3 月	実績反映及び状況変化に合わせた内容更新

目 次

第1章 計画策定の趣旨.....	1
第1節 計画策定の概要.....	1
1. 計画策定について.....	1
2. 計画改訂について.....	1
第2節 計画の位置付け.....	2
第3節 目標年度.....	4
第4節 本計画における評価・改善.....	4
第2章 基礎的事項.....	5
第1節 地域の概況.....	5
1. 位置及び地勢.....	5
2. 沿革.....	6
3. 気象.....	6
4. 人口.....	7
5. 産業構造.....	10
6. 土地利用状況.....	12
7. 将来計画.....	13
第3章 ごみ処理の現況.....	14
第1節 ごみ処理の流れ.....	14
1. 収集・運搬.....	15
2. 中間処理.....	17
3. 最終処分.....	19
第2節 ごみ処理の実績.....	20
1. 収集・運搬.....	20
2. 中間処理.....	26
3. 最終処分.....	35
第3節 ごみ処理における和歌山県内の市町村との比較.....	36
1. 収集・運搬.....	36
2. 中間処理.....	39
3. 最終処分.....	42
第4節 目標達成状況と課題.....	45
1. 目標達成状況.....	45
2. 各種課題.....	45
第4章 ごみ処理基本計画.....	47
第1節 ごみ処理の目標.....	47
1. 基本方針.....	47
2. 数値目標.....	48

第2節 将来人口、ごみの排出量及び処理・処分量の見込み.....	50
1. 推計手順.....	50
2. 将来人口の推計.....	51
3. ごみ排出量の推計.....	52
第3節 ごみ処理基本計画.....	58
1. 排出抑制・資源化計画.....	58
2. 収集・運搬計画.....	63
3. 中間処理計画.....	63
4. 最終処分計画.....	64
第4節 その他の事項.....	65
1. 在宅医療廃棄物.....	65
2. 災害廃棄物対策.....	65
第5章 生活排水処理施設の現況.....	66
第1節 生活排水処理施設の整備状況.....	66
1. 公共下水道.....	66
2. 集落排水処理施設.....	67
3. 浄化槽等.....	68
4. 生活雑排水処理施設.....	70
5. し尿処理施設.....	70
第2節 生活排水処理の実績.....	71
1. 生活排水処理形態別人口.....	71
2. し尿及び浄化槽汚泥.....	71
第6章 生活排水処理基本計画.....	72
第1節 基本となる枠組みの設定.....	72
1. 基本方針.....	72
第2節 生活排水処理基本計画.....	74
1. 生活排水処理施設整備計画.....	74
2. 目標年度における生活排水処理形態別人口.....	75
3. し尿及び浄化槽汚泥の処理計画.....	76

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の概要

1. 計画策定について

一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」という。）第6条第1項に基づき、市町村ごとに策定することが義務付けられている計画であり、当該市町村区域内の人口推移、一般廃棄物の排出状況及び処理状況等を整理した上で、ごみ減量化施策、ごみ減量化目標等を検討し、明記する必要がある。

田辺市（以下「本市」という。）では、今後の一般廃棄物（ごみ及び生活排水）に係る総合的な方向性を検討・明記した「一般廃棄物処理基本計画書（平成31年（2019年）3月）」を策定した。計画期間は令和15年度（2033年度）まで。

2. 計画改訂について

平成31年3月に策定した「一般廃棄物処理基本計画書」に基づき、快適で安全な生活環境の充実に努めてきたが、計画初年度である平成31年度から5年が経過したため、現状に即した内容に更新を行うとともに、ごみ処理を取り巻く情勢等の変化に対応するため、今回、計画の見直しを行い「一般廃棄物処理基本計画書（令和7年（2025年）3月）」（以下「本計画」という。）を改訂することとした。

第2節 計画の位置付け

本計画の位置付け及び本計画に関する法令の概要は、下記に示すとおりである。

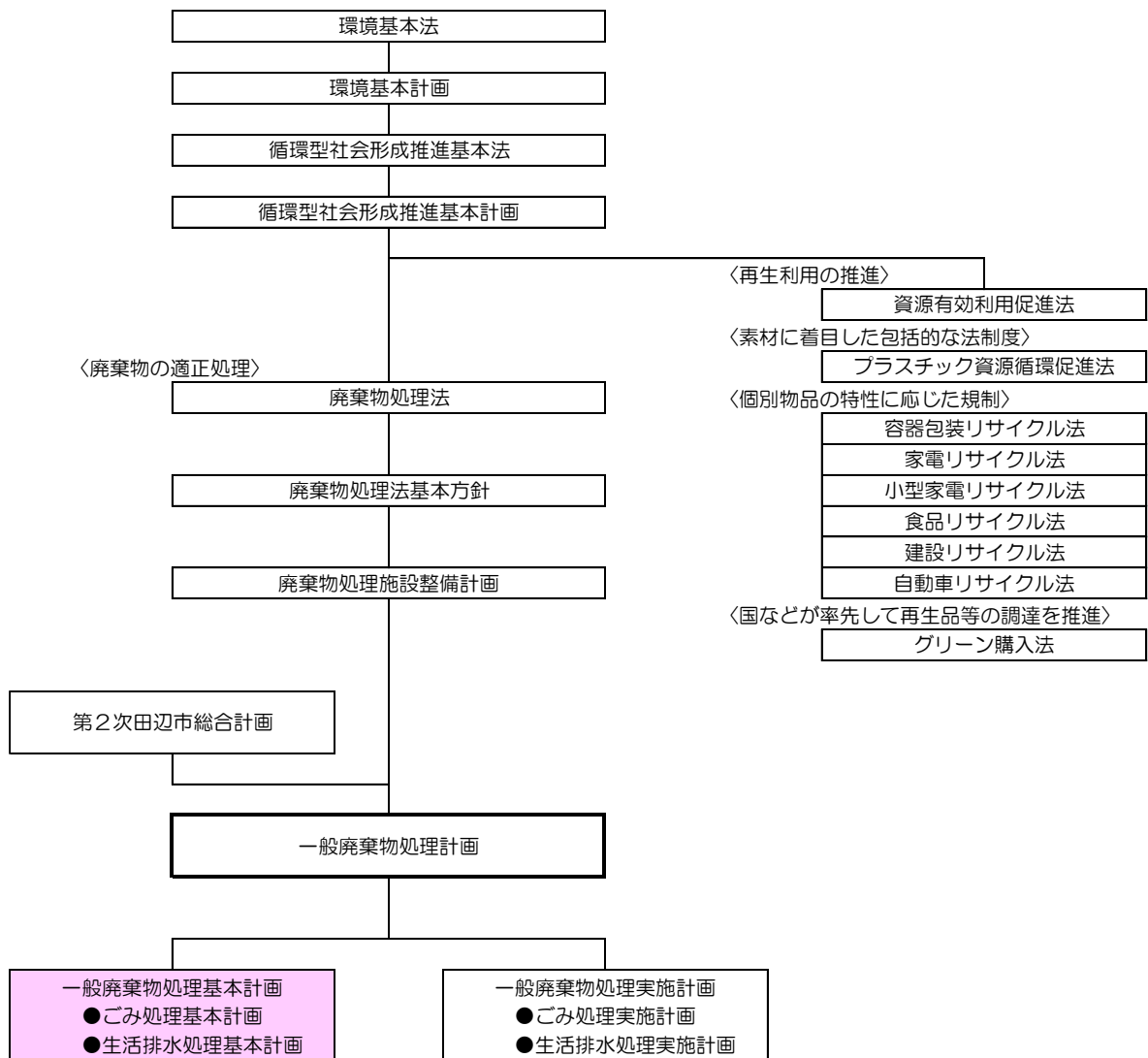


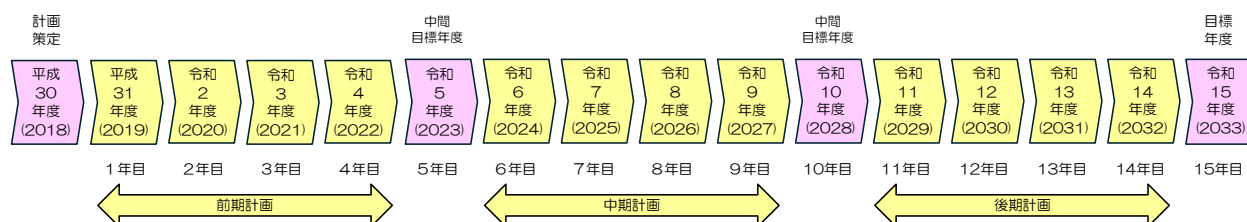
表 1-1 本計画に関する法令の概要

法令名称	制定年度	概 要
環境基本法	H5年度	環境の保全について基本理念を定め、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、国民の健康と文化的な生活を確保する。
循環型社会形成推進基本法	H12年度	循環型社会の形成についての基本原則や国等の責務を定めるとともに基本計画の策定などについて定めることにより、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を推進する。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)	S45年度	廃棄物の排出抑制や適正な処理（分別、保管、収集、運搬、処分、再生等）を行うことにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。廃棄物の定義や処理責任、廃棄物処理業者及び処理施設に対する許可、廃棄物処理基準などを規定している。
資源の有効な利用の促進に関する法律 (資源有効利用促進法)	H12年度	資源の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制や環境保全に資するため、主に事業者等の取組を中心に廃棄物の発生抑制、部品等の再利用及び原材料としての再利用の促進を目的としている。
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (プラスチック新法)	R3年度	プラスチック製品の設計・製造・使用・再利用といった全プロセスで、資源が無駄にならず循環する状態を目指すための法律。 プラスチック資源循環等の取組「3R+Renewable」を促進するための措置が講じられている。
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (容器包装リサイクル法)	H7年度	家庭等から排出されるごみの大半（容積比約60%）を占めている容器包装の製造・利用事業者などに分別収集された容器包装のリサイクルを義務付けることにより、一般廃棄物の減量と資源の有効利用を図る。
特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)	H10年度	家電製品の製造・販売事業者などに、廃家電製品の回収、リサイクルを義務付けることにより、家電製品の効果的なリサイクルと廃棄物の減量化を図る。対象となる家電製品は当初、ブラウン管テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコンとなっていたが、平成21年4月1日より液晶式及びプラズマ式テレビと衣類乾燥機が追加された。
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (小型家電リサイクル法)	H25年度	使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (食品リサイクル法)	H12年度	売れ残りや食べ残し又は製造過程において発生する食品廃棄物について、発生抑制、減量化等により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の促進を図る。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)	H12年度	建設工事の受注者などに、建築物などの分別解体や建設廃棄物のリサイクルなどを義務付け、建設工事に係る資材の有効利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る。
使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法)	H14年度	自動車製造業者及び関連事業者による使用済み自動車の再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済み自動車の適正な処理とリサイクル等を図る。
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法)	H12年度	国等が率先して、再生品などの環境物品等の調達を推進し、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換の促進を図る。

第3節 目標年度

本計画は、平成31年度（2019年度）を初年度とし、令和15年度（2033年度）を目標年度とした15年間の計画とする。

なお、基本計画は、概ね5年ごとに改定するとともに、計画策定の前提となっている諸条件が大きく変動した場合には、本計画で掲げるごみ減量化目標やごみ減量化施策等について、達成度や各々の取組状況等を踏まえ見直しを行うことが求められているため、令和5年度（2023年度）及び令和10年度（2028年度）を中間目標年度とする。



第4節 本計画における評価・改善

基本計画は、資源循環に係る様々な施策を多岐にわたって展開するための基礎となる計画である

今後の社会情勢の変化と関連計画の進捗状況に対応し、概ね5年ごと又は本計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、本計画について継続的に評価・改善を行う。

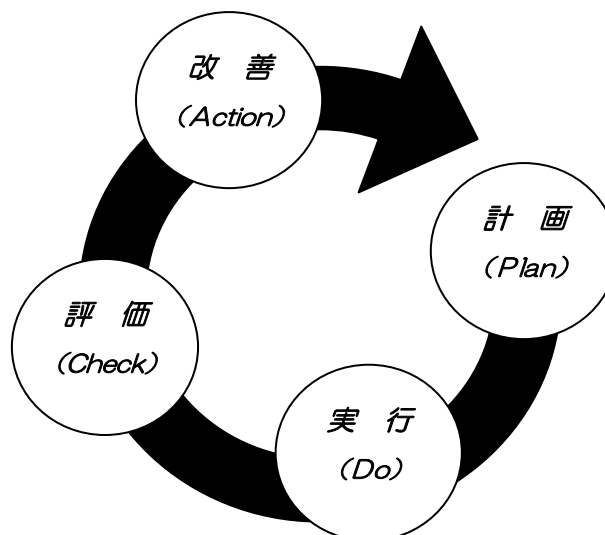


図 1-1 本計画におけるPDCAサイクル（イメージ図）

第2章 基礎的事項

第1節 地域の概況

1. 位置及び地勢

本市は、紀伊半島の南西部、和歌山県の南部に位置しており、みなべ町、印南町、日高川町、有田川町、新宮市、古座川町、上富田町、白浜町、更には奈良県野迫川村、十津川村に接し、東西約 46km、南北約 47km、総面積は 1,026.91km² で和歌山県全域 (4,725km²) の2割を超える近畿最大の市域を有している。地形については、平野が少なく海岸部からすぐ山岳地帯へと移行しており、森林面積 907.16km² と全体の約9割を占めている。

また、神秘的で奥深い森林・渓谷や美しい海岸線などに恵まれた自然、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に登録されている熊野本宮大社や熊野古道に代表される古い歴史や文化、日本三美人の湯として知られる龍神温泉や日本最古の湯といわれる湯の峰温泉などの温泉郷、そして梅やみかん、紀州備長炭、新鮮な魚介類等の温暖な気候や地勢に育まれた特産品など、魅力的で多種多様な地域資源に恵まれており、中心市街地には商業、飲食業、金融・医療・文化・行政機関などの都市的機能が集積している。

本市の位置図を以下に示す。

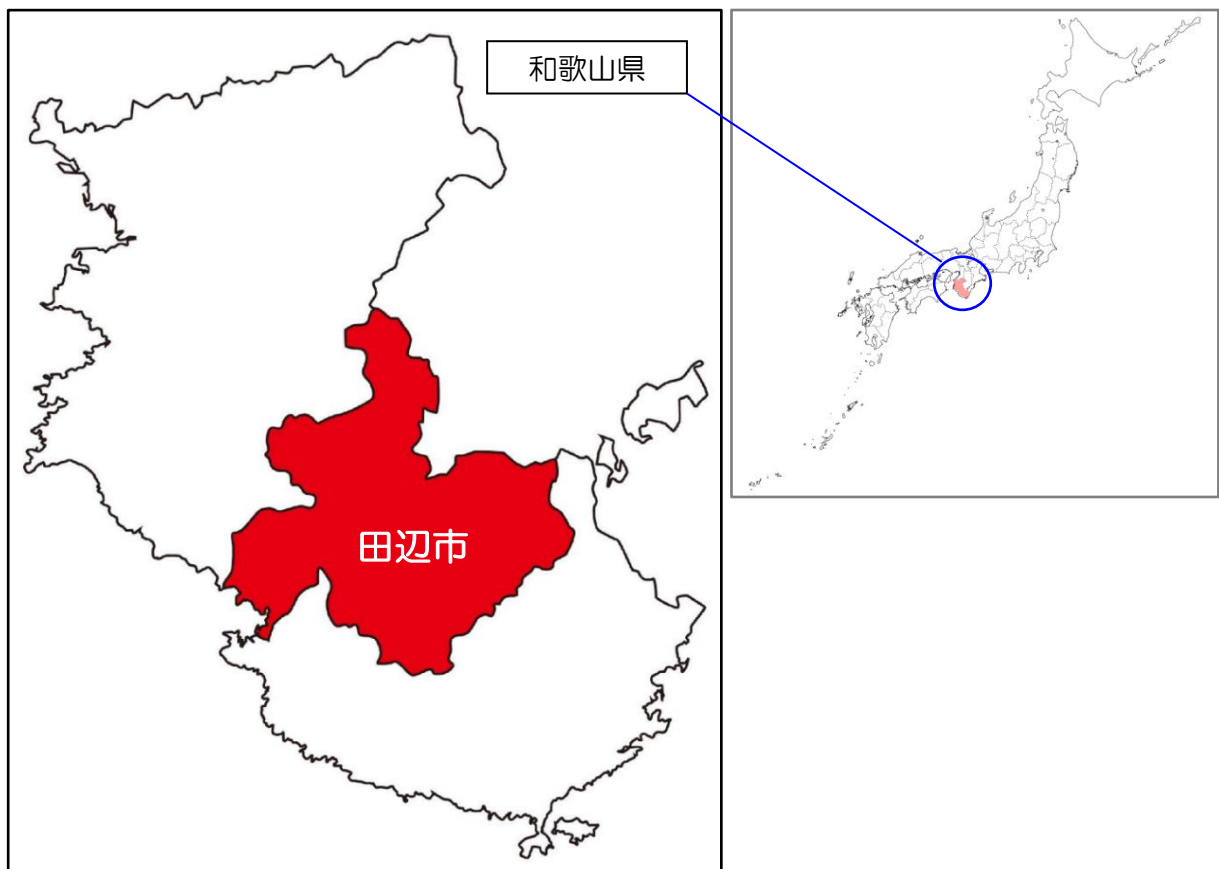


図 2-1 本市の位置図

2. 沿革

本市は、和歌山県の中部に位置する旧田辺市（合併前）、龍神村、中辺路町、大塔村、本宮町の1市2町2村が平成17年5月1日に合併し、現在の「田辺市」として誕生した。また、まちの将来像である「人と地域が輝き、未来へつながるまち田辺」の実現に向け、「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」という基本理念のもと、豊かな自然・歴史・文化等の地域資源と都市的機能を結びつけるとともに、人・地域・産業・暮らしのつながりを深めることで、これまで築き上げてきた「新地方都市」の上に立って、未来へとつながる持続可能なまちづくりに取り組んでいる。

3. 気象

本市の気象の状況を以下に示す。

気候は、海岸部の田辺地域の温暖多雨な太平洋型気候から、紀伊山地に属する諸山岳が連続する山間地である龍神地域、中辺路地域、大塔地域、本宮地域などの寒暖の差が激しい内陸型の気候まで広範囲にわたっている。このため、年間平均気温は13.8～17.3℃、年間日照時間は1,665.1～1,969.0時間、年間降水量は1,739.7～3,451.2mmと、地域によって大幅な差がみられる。

表 2-1 気象状況

観測所	年平均気温 (℃)	年最高気温 (℃)	年最低気温 (℃)	年間日照時間 (時間)	年間降水量 (mm)
龍神地域気象観測所	13.8	35.6	-6.6	1,665.1	3,451.2
栗栖川地域気象観測所	15.2	36.8	-5.8	1,969.0	2,848.7
南紀白浜地域気象観測所	17.3	34.9	-1.5	—※	1,739.7

データは（平成30年～令和5年）の平均値

出典：気象庁データ（平成30年～令和5年）

※南紀白浜地域気象観測所では年間日照時間を測定していない。

4. 人口

(1) 人口推移

本市の人口及び世帯数の推移を以下に示す。

直近10年間の本市の人口は減少傾向にあり、市内各地域でも減少傾向にある。

また、本市の世帯数について、本市全域では横ばい傾向にあるが、田辺地域を除く各地域では減少傾向にある。

表2-2 人口及び世帯数の推移

項目	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
田辺市	人口(人) 78,759	77,703	76,654	75,547	74,469	73,310	72,143	71,113	69,995	68,681
	世帯数(世帯) 35,745	35,640	35,557	35,449	35,373	35,233	35,160	35,094	35,017	34,879
田辺地域	人口(人) 66,082	65,357	64,646	63,860	63,104	62,283	61,472	60,748	59,918	58,985
	世帯数(世帯) 29,416	29,378	29,414	29,398	29,397	29,361	29,380	29,408	29,414	29,404
龍神地域	人口(人) 3,612	3,518	3,421	3,296	3,214	3,127	3,029	2,923	2,826	2,713
	世帯数(世帯) 1,670	1,663	1,637	1,615	1,586	1,558	1,541	1,520	1,488	1,458
中辺路地域	人口(人) 3,043	2,957	2,890	2,807	2,740	2,653	2,543	2,485	2,419	2,333
	世帯数(世帯) 1,607	1,584	1,560	1,524	1,512	1,485	1,442	1,431	1,418	1,382
大塔地域	人口(人) 2,907	2,862	2,781	2,733	2,663	2,577	2,503	2,420	2,368	2,287
	世帯数(世帯) 1,424	1,416	1,387	1,375	1,362	1,344	1,326	1,288	1,266	1,235
本宮地域	人口(人) 3,115	3,009	2,916	2,851	2,748	2,670	2,596	2,537	2,464	2,363
	世帯数(世帯) 1,628	1,599	1,559	1,537	1,516	1,485	1,471	1,447	1,431	1,400

※各年度9月末

出典：住民基本台帳

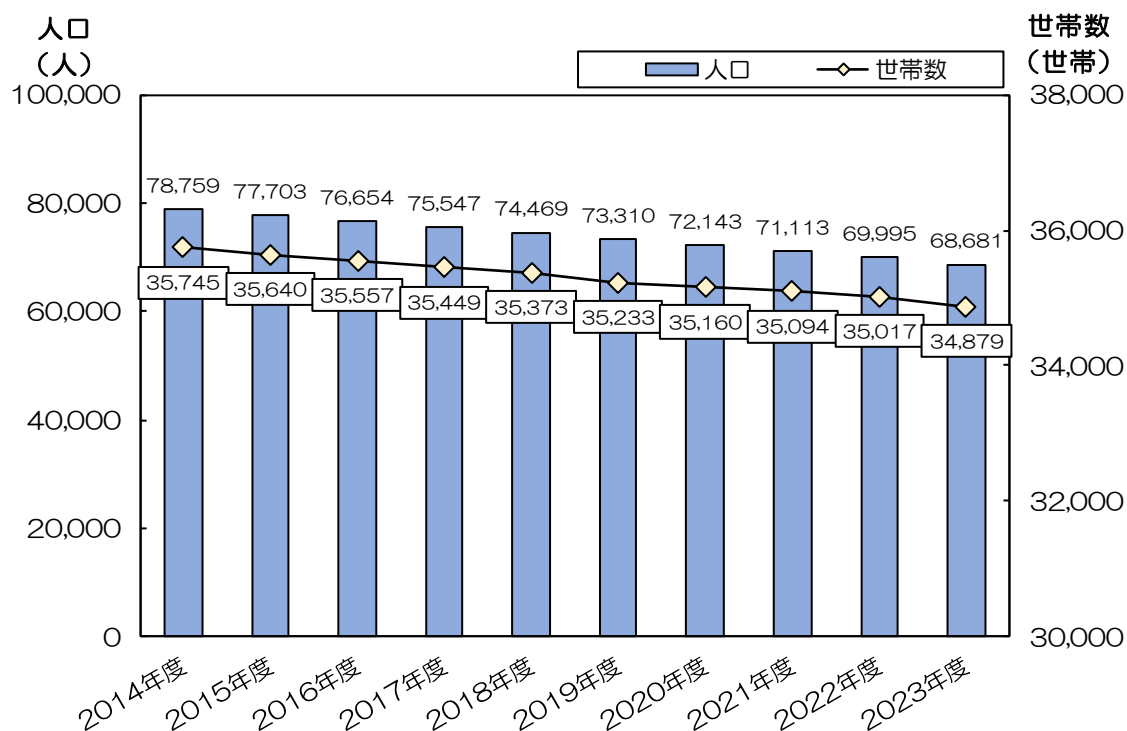


図2-2 人口及び世帯数の推移

(2) 人口構成

本市の年齢別人口及び人口ピラミッドを以下に示す。

平成29年度(2017年度)の本市の人口構成は、市内各地域で、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)が約55%を占めており、老年人口(65歳以上)は約34%である。また、田辺地域を除く各地域では、田辺地域よりも老年人口比率が高い状況にある。

表2-3 年齢別(5歳階級別)人口

区分 (歳)	田辺市			田辺地域			龍神地域			中辺路地域			大塔地域			本宮地域		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
0-4	1,946	992	954	1,805	916	889	33	16	17	35	23	12	50	27	23	23	10	13
5-9	2,432	1,216	1,216	2,193	1,093	1,100	60	33	27	50	23	27	69	34	35	60	33	27
10-14	2,951	1,453	1,498	2,634	1,305	1,329	82	41	41	68	34	34	100	44	56	67	29	38
15-19	2,999	1,464	1,535	2,660	1,307	1,353	116	52	64	68	28	40	94	49	45	61	28	33
20-24	2,680	1,364	1,316	2,429	1,233	1,196	60	36	24	56	29	27	81	41	40	54	25	29
24-29	2,678	1,392	1,286	2,454	1,270	1,184	54	29	25	54	29	25	58	34	24	58	30	28
30-34	2,701	1,411	1,290	2,478	1,283	1,195	54	28	26	54	35	19	59	31	28	56	34	22
35-39	3,423	1,735	1,688	3,061	1,550	1,511	107	63	44	78	38	40	99	45	54	78	39	39
40-44	3,719	1,823	1,896	3,307	1,604	1,703	112	68	44	102	48	54	127	70	57	71	33	38
45-49	4,866	2,421	2,445	4,289	2,119	2,170	162	81	81	155	86	69	144	72	72	116	63	53
50-54	5,063	2,523	2,540	4,442	2,191	2,251	157	81	76	138	84	54	156	89	67	170	78	92
55-59	4,813	2,275	2,538	4,085	1,909	2,176	209	110	99	171	81	90	178	88	90	170	87	83
60-64	4,816	2,311	2,505	4,001	1,896	2,105	260	134	126	210	113	97	164	83	81	181	85	96
65-69	4,739	2,329	2,410	3,930	1,898	2,032	249	129	120	208	102	106	148	84	64	204	116	88
70-74	5,391	2,485	2,906	4,424	1,971	2,453	291	147	144	239	133	106	191	93	98	246	141	105
75-79	4,578	2,022	2,556	3,903	1,725	2,178	150	64	86	192	88	104	146	61	85	187	84	103
80-84	3,908	1,516	2,392	3,194	1,240	1,954	189	59	130	177	81	96	142	49	93	206	87	119
85-89	2,855	1,007	1,848	2,184	769	1,415	192	63	129	140	52	88	156	62	94	183	61	122
90-94	1,576	450	1,126	1,152	337	815	122	31	91	100	24	76	84	23	61	118	35	83
95-99	466	81	385	305	52	253	47	5	42	32	4	28	37	4	33	45	16	29
100以上	81	13	68	55	10	45	7	1	6	6	0	6	4	1	3	9	1	8
合計	68,681	32,283	36,398	58,985	27,678	31,307	2,713	1,271	1,442	2,333	1,135	1,198	2,287	1,084	1,203	2,363	1,115	1,248

令和5年9月30日

出典：住民基本台帳

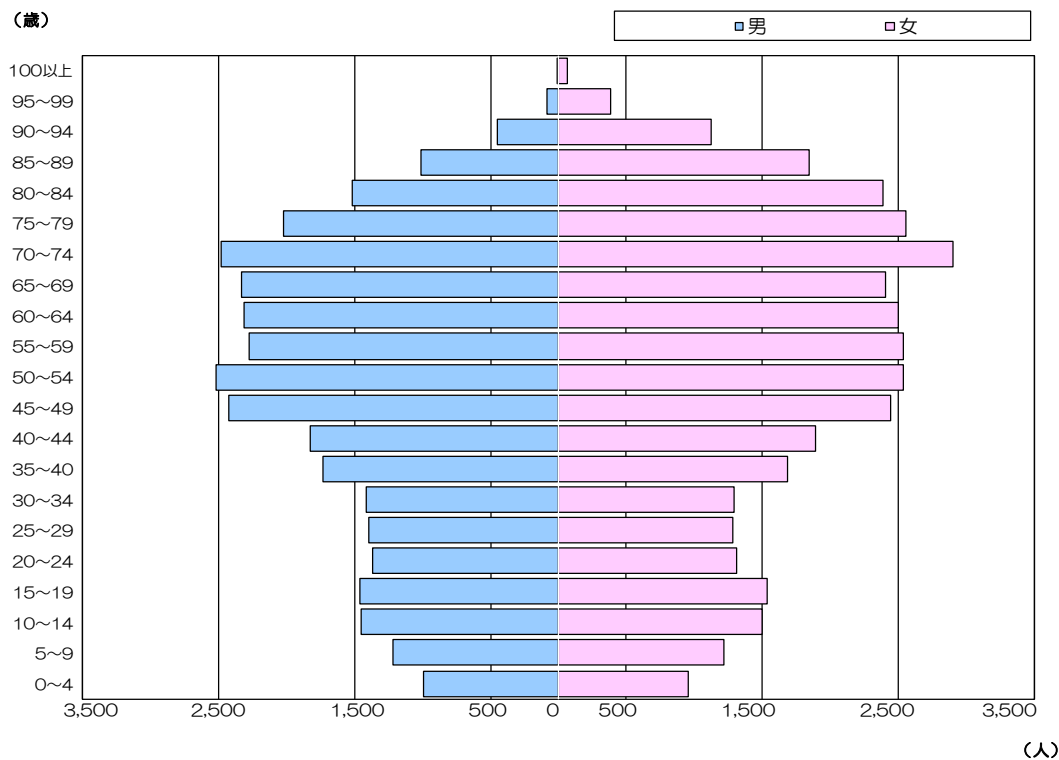


図2-3 人口ピラミッド

(3) 観光人口

本市の観光人口の推移を以下に示す。

直近 6 年間の本市の観光客人口は新型コロナウイルス感染症の影響により減少していた期間はあったが、令和5年度（2023年度）は5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されたことなどに伴い、増加に転じた。

本市の観光客の特徴としては、大部分が日帰り客であることが挙げられ、令和5年度（2023年度）においては、約88%が日帰り客となっている。

表 2-4 観光人口の推移

単位：人

項目	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
田辺市	3,661,961	3,923,430	2,437,499	1,886,077	2,584,685	3,008,020
田辺地域	997,476	1,004,699	508,778	449,178	736,105	896,786
龍神地域	640,689	646,303	354,388	287,725	369,986	352,249
中辺路地域	339,972	328,642	198,546	153,730	192,976	260,113
大塔地域	64,865	63,908	38,170	38,797	39,422	37,607
本宮地域	1,618,959	1,879,878	1,337,617	956,647	1,246,196	1,461,265

出典：和歌山県観光客動態調査

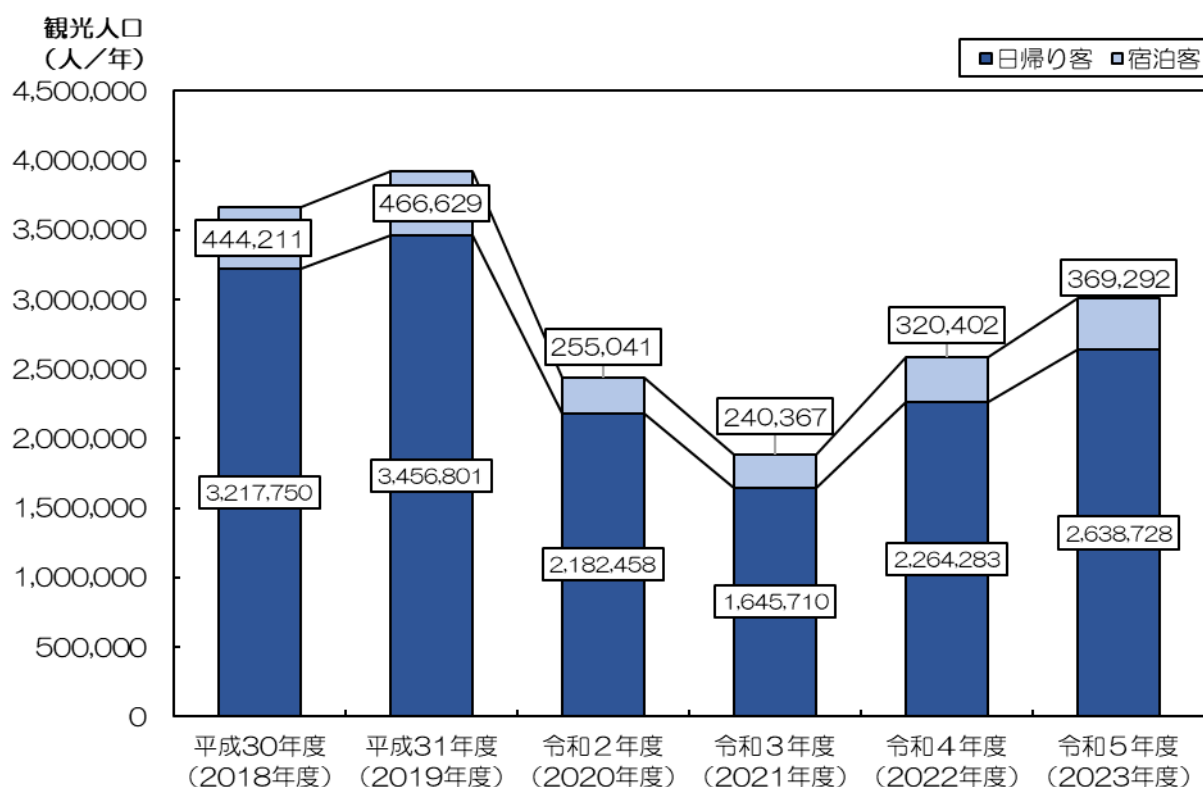


図 2-4 日帰り客及び宿泊客の推移

5. 産業構造

(1) 産業別就業人口

本市の産業別就業人口の推移を以下に示す。

令和3年度（2021年度）の産業別就業人口の内訳は、卸売・小売業が7,061人で最も多く、医療福祉が6,638人、宿泊業・飲食サービス業が3,555人と続いている。

表 2-5 産業別就業人口

単位：人

区分	従業員数	
	平成26年度 (2014年度)	令和3年度 (2021年度)
合計	36,286	34,154
農林漁業	435	523
鉱業・採石業・砂利採取業	8	4
建設業	2,567	2,330
製造業	3,267	2,913
電気・ガス・熱供給・水道業	241	103
情報通信業	190	195
運輸業・郵便業	1,131	1,217
卸売・小売業	7,744	7,061
金融・保険業	853	826
不動産業・物品賃貸業	779	715
学術研究、専門・技術サービス	779	767
宿泊業・飲食サービス業	4,502	3,555
生活関連サービス業・娯楽業	1,500	1,326
教育・学習支援業	1,642	1,676
医療、福祉	6,295	6,638
複合サービス事業	764	814
サービス業（他に分類されないもの）	2,352	2,144
公務（他に分類されないもの）	1,237	1,347

出典：経済センサス

(2) 事業所数

本市の産業別事業所数の推移を以下に示す。

令和3年度（2021年度）の産業別事業所数の内訳は、卸売・小売業が1,183事業所で最も多く、宿泊業・飲食サービス業が665事業所、生活関連サービス業・娯楽業が433事業所と続いている。

表 2-6 産業別事業所数

単位：事業所

区分	事業所数	
	平成26年度 (2014年度)	令和3年度 (2021年度)
合計	5,335	4,700
農林漁業	28	35
鉱業・採石業・砂利採取業	1	1
建設業	481	413
製造業	392	300
電気・ガス・熱供給・水道業	4	9
情報通信業	31	26
運輸業・郵便業	73	73
卸売業・小売業	1,433	1,183
金融業・保険業	85	88
不動産業・物品賃貸業	271	227
学術研究、専門・技術サービス	167	160
宿泊業・飲食サービス業	817	665
生活関連サービス業・娯楽業	477	433
教育・学習支援業	202	187
医療、福祉	410	432
複合サービス事業	53	52
サービス業（他に分類されないもの）	338	347
公務（他に分類されないもの）	72	69

出典：経済センサス

6. 土地利用状況

本市の地目別土地利用状況を以下に示す。

地目別土地利用状況としては、全体面積の88.3%を森林が占めており、農用地が3.4%、道路が2.0%、水面・河川・水路が1.8%、宅地等が1.4%と続いている。

また、地形については、平野が少なく、海岸部からすぐ山岳地帯へ移行するという特徴がある。

表 2-7 地目別土地利用状況の現状

区分	面積 (km ²)	割合 (%)
農用地	35.0	3.4
森林	907.2	88.3
水面・河川・水路	18.1	1.8
道路	20.2	2.0
宅地	14.1	1.4
その他	32.3	3.1
合計	1,026.9	100.0

令和3年10月1日現在

資料：田辺市統計書

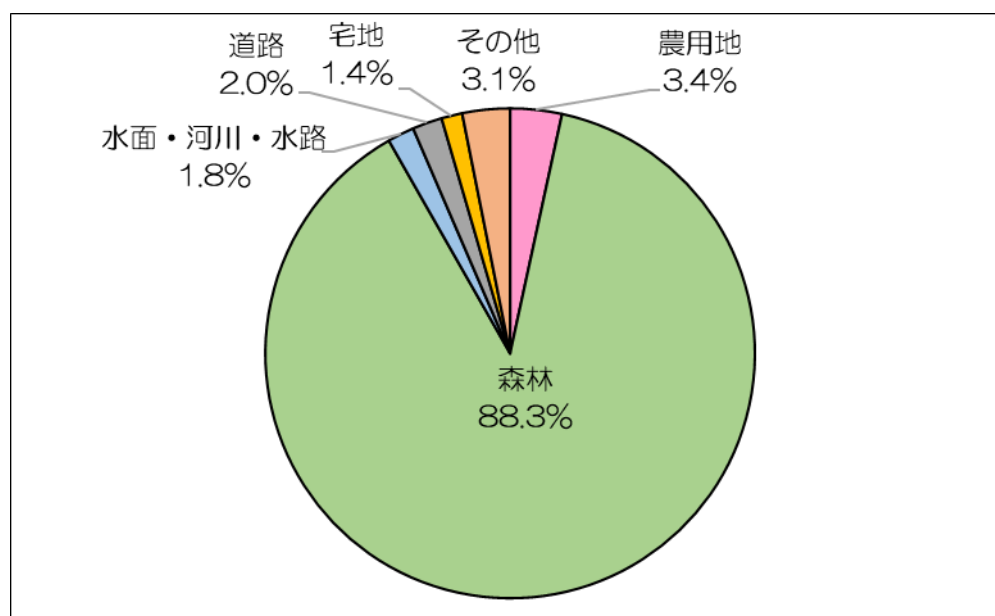


図 2-5 地目別土地利用状況の現状

7. 将来計画

平成29年度（2017年度）に策定した「第2次田辺市総合計画」における、本市の将来像及び基本方針を以下に示す。

「第2次田辺市総合計画」において、一般廃棄物に関する内容としては、「第6章 政策「快適」」に記載しており、本市では、市民と行政の協働による地域環境美化の意識高揚により、環境浄化や美化活動の取組に努め、美しいまちづくりを進めるとともに、循環型社会形成推進基本法に基づく3Rにより、ごみの排出抑制及び資源化を推進し、循環型社会の構築を推進している。

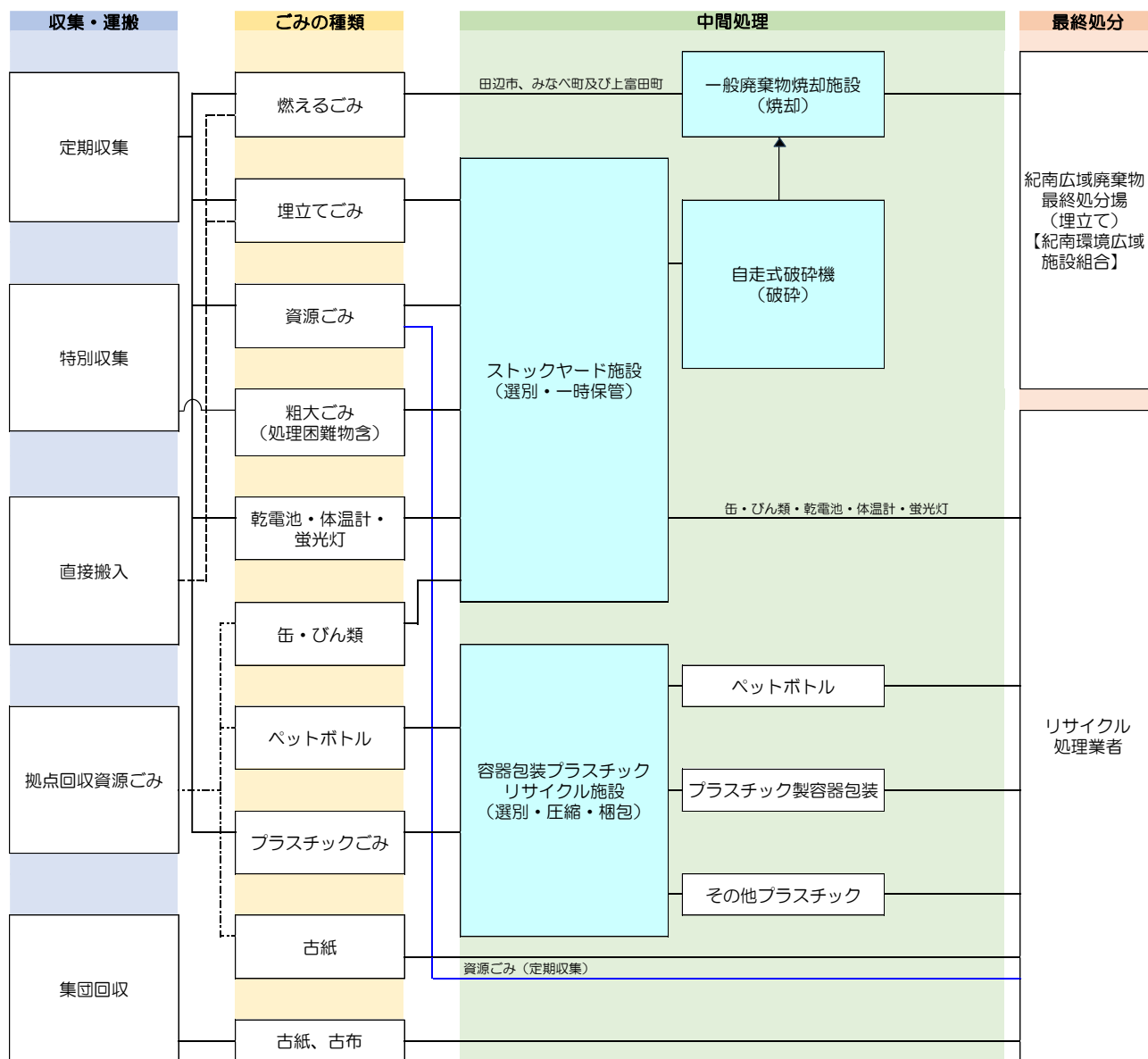
表 2-8 第2次田辺市総合計画の概要

区 分	概 要
基本理念	一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり
将来像	人と地域が輝き、未来へつながるまち田辺
期 間	基本構想：10年間 （平成29年度（2017年度）～令和8年度（2026年度）） 基本計画：前期5年 （平成29年度（2017年度）～令和3年度（2021年度）） 後期5年 （令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度））
政策体系	第1章 政策「人」 第2章 政策「活力」 第3章 政策「安全」 第4章 政策「希望」 第5章 政策「安心」 第6章 政策「快適」 第7章 計画推進

第3章 ごみ処理の現況

第1節 ごみ処理の流れ

本市のごみ処理の流れを以下に示す。



R6年4月現在

※水色の網掛けは、田辺市ごみ処理場内における処理

※直接搬入における埋立てごみは、燃えるごみ、埋立てごみ、資源ごみ、プラスチックごみ等が混在し搬入されたもの

※処理困難物とは、タイヤ、バッテリー、消火器等、本市が個別に処理手数料を必要であると位置付けているもの

図 3-1 ごみ処理の流れ

1. 収集・運搬

家庭系ごみの「定期収集」については、収集対象地区を 20 地区に分け、燃えるごみ（週 2 回）、資源ごみ（月 1 回）、埋立てごみ（月 1 回）及びプラスチックごみ（月 2 回）の 4 分別により収集を行っており、基本的にはステーション方式（一部立地条件等により戸別収集）としている。なお、「定期収集」における収集・運搬は、民間事業者に委託している。

家庭系ごみの「特別収集」については、粗大ごみ（処理困難物を含む）を対象として収集を行っており、収集・運搬は直営で行っている。

家庭系ごみの「拠点回収」については、現在、ペットボトル（市内 52 か所の公共施設及び小売店舗、随時回収）、缶・びん類（市内 28 か所の公共施設、随時回収）及び古紙類（市内 38 か所の公共施設及び市立保育園等、随時回収）を対象として回収を行っており、収集・運搬は民間事業者に委託している。

また、住民が直接ごみ処理場へ搬入する直接搬入にも対応している。

事業系ごみについては、排出事業者による直接搬入又は本市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者（令和 5 年度（2023 年度）3 月末時点では 9 社）と各事業所の排出量に基づく処理手数料等を基本とした適正な料金で収集契約を締結し、収集・運搬を委託することを基本とするが、少量排出事業者には、事業者用分別指定袋を使用し「定期収集」を利用することも可能としている。

なお、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）及びガスボンベ、單車、注射針・点滴用チューブ等の在宅医療廃棄物等については、収集・運搬を行っておらず搬入禁止ごみとしている。また、原則的に産業廃棄物については処理を行っていない。

(1) 家庭系ごみの分別収集

本市の家庭系ごみにおける分別収集区分等を以下に示す。

なお、直接搬入の分別収集区分は定期収集と同様である。

表 3-1 家庭系ごみの分別収集区分等

定期収集	品 目 別	
	燃えるごみ (2回/週)	衣類、ぬいぐるみ、紙おむつ、板切れ、生ごみ、湿布葉、飲料パック、すだれ・ござ(天然のもの)、紙くず、布切れ、かばん(布製)、貝殻 等
	資源ごみ (1回/月)	缶・びん、安全ピン、フライパン、はさみ、包丁、かみそり、釘・針、スプレー缶、ハンガー(針金)、体重計、鍋(金属製)、金属類、アルミ容器、アルミホイール、調理道具(お玉など)、カセットボンベ、携帯電話、炊飯器、アイロン、パソコン、こんろ、ステレオ、換気扇、照明器具、扇風機、電気あんか、ストーブ(電気・石油)、ポット(電気)、電子レンジ、トースター、ドライヤー、デジタルカメラ、ビデオカメラ、おもちゃ(電池式) 等
	プラスチックごみ (2回/月)	発泡スチロール、ポリバケツ、サラダ油容器、タッパー、風呂用いす、ラップ、塩ビボトル、プランター、ポリタンク、インスタント食品の容器(紙製除く)、洗面器、芳香剤ケース、カセットテープ、ビニール紐・釣り糸、薬(錠剤)用カップ・パック、ビデオテープ、レジ袋、歯ブラシ、レコード盤、プラ表示のある容器・包装紙、スポンジ、CD・DVD、おもちゃ 等
	埋立てごみ (1回/月)	ビニールホース、せともの、靴、傘、ガラス(食器、板ガラス)、蛍光灯・電球、使い捨てカイロ、食品用乾燥剤、カーペット・じゅうたん、ゴム製品、使い捨てライター、革ベルト、灰、ボールペン、ヘルメット、サングラス・眼鏡、ポット(魔法瓶)、かばん・バッグ(革・ビニール製)、おもちゃ(複合品)等 ※なお、乾電池、体温計は別の透明ビニール袋で選別収集
拠点回収	品 目 別	
	古紙等 (随時)	新聞・広告、雑誌・雑紙、段ボール
	ペットボトル (随時)	ペットボトル
	缶・びん (随時)	スチール缶、アルミ缶、無色(透明)びん、茶色びん、その他の色びん
特別収集	品 目 別	
	粗大ごみ (随時・予約制)	たんす、机、その他家具、処理困難物等
搬入禁止ごみ		
ガスボンベ、單車、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)対象品目、注射針、農薬・劇薬(容器等含む)、産業廃棄物、その他処理できないもの		

(2) 事業系ごみの分別収集

本市の事業系ごみにおける分別収集区分は、家庭系ごみにおける定期収集の分別収集区分と同様である。また、搬入禁止ごみについても、家庭系ごみの例と同様である。

2. 中間処理

本市で発生する燃えるごみは、田辺市ごみ処理場（一般廃棄物焼却施設）で処理している。また、田辺市ごみ処理場（一般廃棄物焼却施設）では、平成 30 年度からみなべ町で発生する燃えるごみを、令和 3 年度からは上富田町で発生する燃えるごみもあわせて処理を行っている。

プラスチックごみは、田辺市ごみ処理場（容器包装プラスチックリサイクル施設）で処理を行っている。

埋立てごみ、資源ごみ及び粗大ごみ（処理困難物含）の一部は、田辺市ごみ処理場（ストックヤード施設）に一時保管している。

埋立てごみおよび可燃性粗大ごみは、自走式破砕機で破砕処理を行っている。

（１）中間処理施設の概要

本市の中間処理施設の概要を以下に示す。

表 3-2 中間処理施設（可燃ごみ処理施設）の概要

名 称	田辺市ごみ処理場（一般廃棄物焼却施設）
所 在 地	田辺市元町 2291 番地の 6
使用 開 始	平成 8 年 4 月
処 理 方 式	全連続燃焼式焼却炉（ストーカ式）
処 理 能 力	ごみ焼却炉 150t/日（75t/24h×2 炉）
処理対象物	燃えるごみ

※平成 26 年度（2014 年度）～平成 28 年度（2016 年度）に基幹的設備改良工事を実施し、准連続式から全連続式に変更し、それに伴い処理能力を 100t/日から 150t/日に変更した。

表 3-3 中間処理施設（容器包装プラスチックリサイクル施設）の概要

名 称	田辺市ごみ処理場（容器包装プラスチックリサイクル施設）	
所 在 地	田辺市元町 2291 番地の 6	
使用 開 始	平成 19 年 9 月	
設 備 内 容	受入ホッパ	4.6m ³
	破袋機械形式	一軸揺動刃物式
	受入コンベア形式	ベルトコンベア
	磁選機形式	永磁式マグネットドラム
	不適切物除去 コンベア形式	ベルトコンベア
	圧縮梱包機形式	横型油圧圧縮型
処 理 能 力	4.9t/日（5h）	
処理対象物	プラスチックごみ、ペットボトル	

表 3-4 中間処理施設（ストックヤード施設）の概要

名 称	田辺市ごみ処理場（ストックヤード施設）
所 在 地	田辺市元町 2291 番地の 6
使用開始	平成 13 年 3 月
施設規模	約 1,300m ² （作業スペースを含む）
仕様内容	・23.8m²×6 区画 （処理困難物、スチール缶、アルミ缶、無色びん、茶色びん、その他びん） ・50.0m²×4 区画（埋立てごみ等） ・49.9m²×5 区画（分別作業等）
処理対象物	粗大ごみ（処理困難物含）、埋立てごみ、缶・びん

表 3-5 中間処理施設（自走式破砕機）の概要

名 称	自走式破砕機	
所 在 地	田辺市元町 2291 番地の 6	
導入時期	平成 22 年 7 月及び令和 5 年 3 月	
処理能力	75t/日（15t/h×5h）	
仕様内容	エンジン形式	直噴ターボ、空冷アフタークーラ
	定格出力	134kW/2,050rpm
	全長	10,200mm
	全高	3,939mm
	全幅	2,985mm
	カタ寸法	径 670mm×厚さ 75mm
	運転質量	27,000 kg
処理対象物	埋立てごみ、可燃性粗大ごみ	

3. 最終処分

本市で発生した埋立てごみ及び焼却残渣は、平成8年4月の埋立開始から田辺市ごみ処理場（一般廃棄物最終処分場）で処分してきたが、令和3年7月からは紀南広域廃棄物最終処分場にて処分を行っている。

（１）最終処分場の概要

最終処分場の概要を以下に示す。

表 3-6 本市最終処分場の概要

名 称	田辺市ごみ処理場（一般廃棄物最終処分場）
所 在 地	田辺市元町 2291 番地の 6
埋 立 期 間	平成 8 年 4 月～令和 3 年 6 月
埋 立 方 式	サンドイッチ方式
埋 立 面 積	23,000m ²
埋 立 容 量	215,864m ³
遮 水 工	鉛直遮水工（カーテングラウチング）
浸出水処理施設	処理能力：240m ³ /日 処理方式：前処理＋生物処理（回転円盤）＋凝集沈殿＋砂ろ過 ＋活性炭吸着＋滅菌
埋 立 対 象 物	埋立てごみ、焼却残渣

表 3-7 紀南広域廃棄物最終処分場の概要

名 称	紀南広域廃棄物最終処分場
所 在 地	田辺市稲成町 2670 番地
事 業 主 体	紀南環境広域施設組合 (構成：田辺市、新宮市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町、 那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町)
埋 立 期 間	15 年間
埋 立 方 式	セル方式
埋 立 面 積	約 24,000m ²
埋 立 容 量	約 198,000m ³
浸出水処理施設	水処理能力：110m ³ /日 水処理方式：流入調整→第 1 凝集沈殿処理→生物処理→第 2 凝集 沈殿処理→高度処理→消毒→放流
埋 立 対 象 物	一般廃棄物：焼却残渣、不燃残渣 産業廃棄物：燃えがら、汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、金 属くず、ガラスくず、コンクリート及び陶磁器くず、 鋳さい、がれき類、ばいじん、その他産業廃棄物

第2節 ごみ処理の実績

1. 収集・運搬

本市におけるごみ総排出量及び各排出原単位は、以下のように考える。ただし、本計画では事業所から発生する産業廃棄物は対象外であり、自家処理量については量の把握が困難であるため、いずれも除外する。

$$\text{「総排出量」} = \text{「家庭系ごみ量」} + \text{「事業系ごみ量」} + \text{「集団回収ごみ量」}$$

$$\text{「排出量」} = \text{「家庭系ごみ量」} + \text{「事業系ごみ量」}$$

$$\text{「総排出原単位」} = \text{「総排出量」} \div \text{「人口」} \div 365 \text{ 日}$$

$$\text{「家庭系ごみ排出原単位」} = \text{「家庭系ごみ排出量」} \div \text{「人口」} \div 365 \text{ 日}$$

$$\text{「事業系ごみ排出原単位」} = \text{「事業系ごみ排出量」} \div \text{「事業所数」}$$

(1) 総排出量及び総排出原単位

本市における総排出量及び総排出原単位の推移を以下に示す。

直近6年間の総排出量及び総排出原単位については、総排出量はやや減少傾向で、総排出原単位については横ばい傾向にあり、令和5年度（2023年度）に対する平成29年度（2017年度）の割合は、それぞれ0.90倍、0.99倍である。

表3-8 総排出量及び総排出原単位の推移

	基準年度							
	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和5年度/ 平成29年度
人口（人）	75,547	74,469	73,310	72,143	71,113	69,995	68,681	0.91
総排出量（t/年）	27,497	28,272	27,279	27,045	25,866	25,950	24,658	0.90
総排出原単位（g/人・日）	997.18	1,040.15	1,019.46	1,027.08	996.54	1,015.72	983.63	0.99

※数値は四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。なお、本冊子における以降の表についても同様とする。

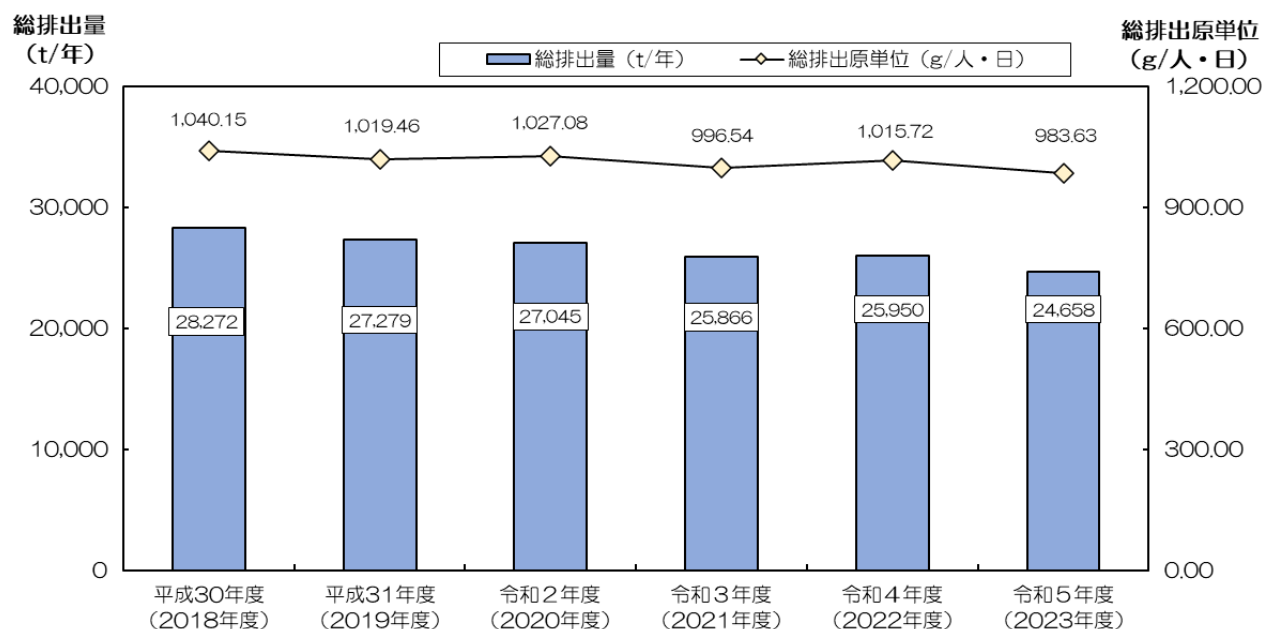


図3-2 総排出量及び総排出原単位の推移

(2) 搬入形態別ごみ排出量

本市における搬入形態別ごみ排出量の推移を以下に示す。

直近6年間の家庭系ごみ排出量、事業系ごみ排出量及び集団回収ごみ量は減少傾向にある。

表 3-9 搬入形態別ごみ排出量の推移

項目	基準年度							単位：t/年
	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
人口（人）	75,547	74,469	73,310	72,143	71,113	69,995	68,681	0.91
総排出量	27,497	28,272	27,279	27,045	25,866	25,950	24,658	0.90
家庭系ごみ	17,010	18,077	17,287	17,688	17,141	17,154	16,082	0.95
家庭系収集ごみ	16,119	15,931	15,916	15,942	15,670	15,894	14,632	0.91
家庭系直接搬入ごみ	891	2,146	1,371	1,746	1,471	1,260	1,450	1.63
事業系ごみ	8,661	8,514	8,429	7,844	7,248	7,355	7,366	0.85
事業系収集ごみ	7,105	7,037	6,855	6,168	6,118	6,134	6,076	0.86
事業系直接搬入ごみ	1,557	1,476	1,574	1,676	1,129	1,221	1,291	0.83
集団回収ごみ	1,826	1,681	1,563	1,513	1,478	1,441	1,210	0.66

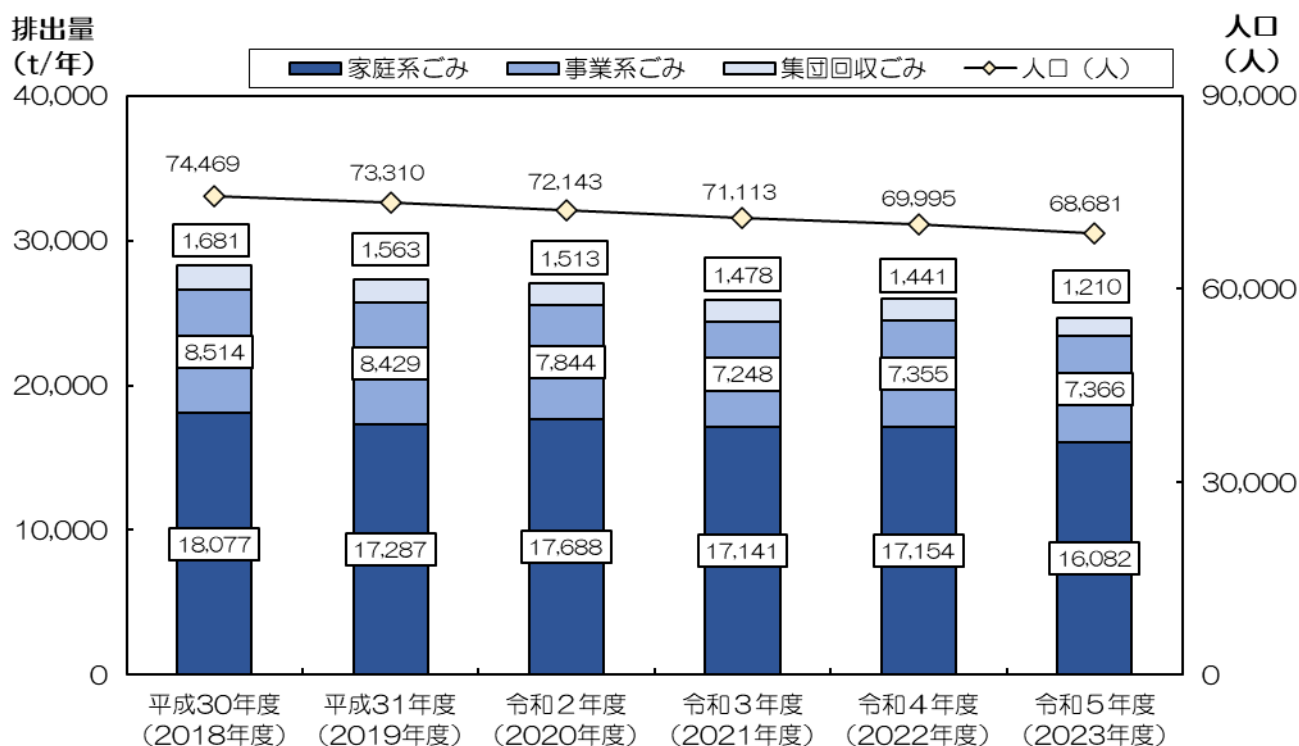


図 3-3 搬入形態別ごみ排出量

(3) 家庭系ごみ排出量及び事業系ごみ排出量

本市における家庭系ごみ排出量及び事業系ごみ排出量の推移を以下に示す。

直近6年間の家庭系ごみ排出量について、燃えるごみ及び資源ごみは減少傾向にある。事業系ごみ排出量は、燃えるごみ、埋立てごみともに減少傾向にある。

表 3-10 家庭系ごみ排出量及び事業系ごみ排出量の推移

項目	基準年度							令和5年度/ 平成29年度
	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
人口(人)	75,547	74,469	73,310	72,143	71,113	69,995	68,681	0.91
排出量	25,671	26,591	25,716	25,532	24,389	24,509	23,448	0.91
家庭系ごみ	17,010	18,077	17,287	17,688	17,141	17,154	16,082	0.95
燃えるごみ	12,025	12,150	12,011	11,846	11,581	11,315	10,757	0.89
資源ごみ	1,963	2,233	2,223	2,400	2,516	1,911	1,747	0.89
プラスチックごみ	1,631	1,638	1,638	1,682	1,663	1,628	1,600	0.98
埋立てごみ	1,222	1,860	1,196	1,513	1,144	2,059	1,744	1.43
粗大ごみ	168	196	219	247	236	241	234	1.39
事業系ごみ	8,661	8,514	8,429	7,844	7,248	7,355	7,366	0.85
燃えるごみ	7,458	7,453	7,418	6,615	6,531	6,483	6,497	0.87
埋立てごみ	1,204	1,060	1,011	1,229	717	872	869	0.72

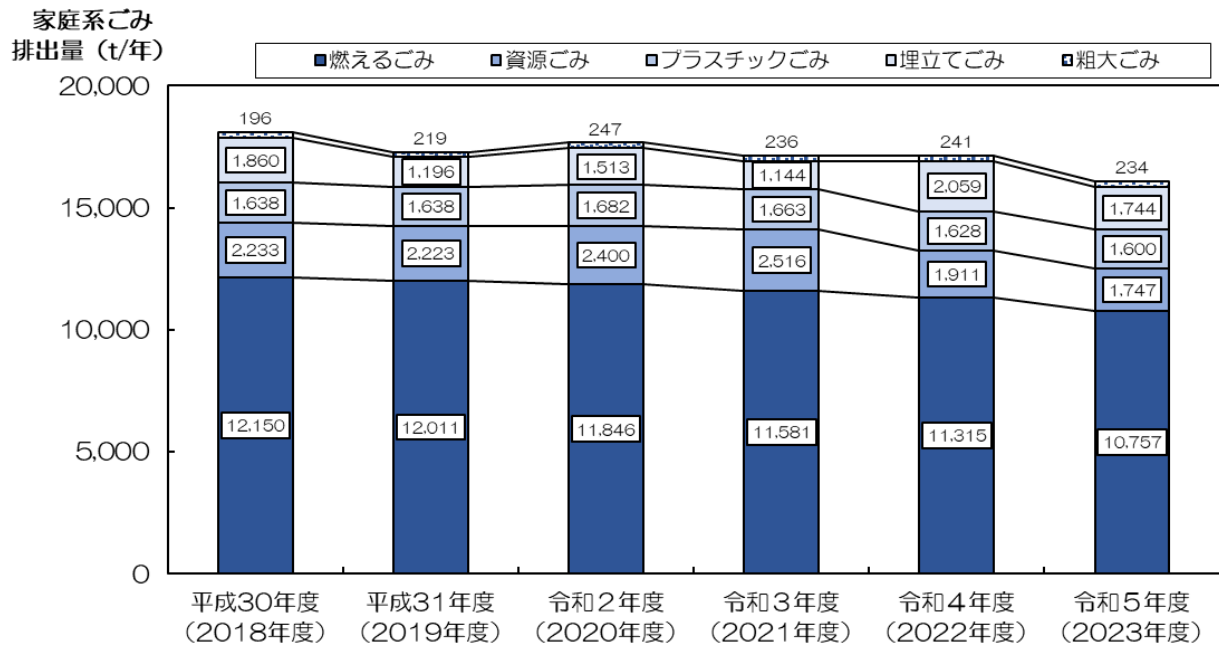


図 3-4 家庭系ごみ排出量の推移

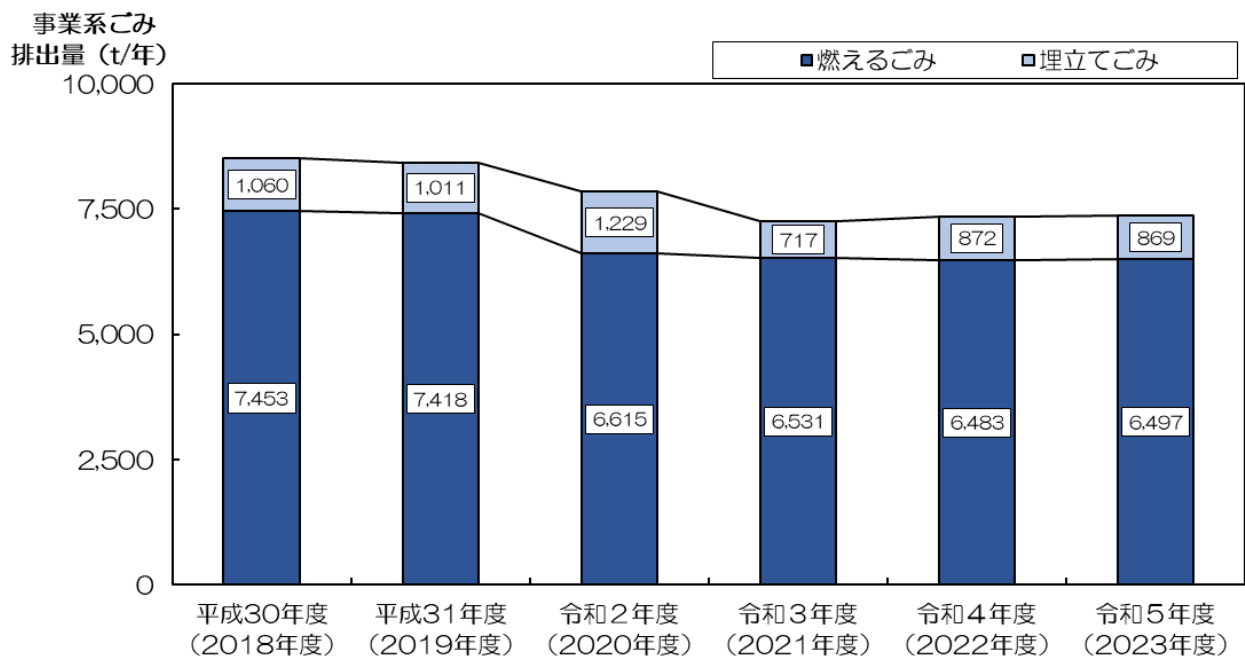


図 3-5 事業系ごみ排出量の推移

(4) 家庭系ごみ排出原単位及び事業系ごみ排出原単位

本市における家庭系ごみ排出原単位及び事業系ごみ排出原単位の推移を以下に示す。

直近 6 年間の家庭系ごみ排出原単位及び事業系ごみ排出原単位は共に減少傾向にある。

表 3-11 家庭系ごみ排出原単位及び事業系ごみ排出原単位の推移

項目	基準年度						
	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
人口(人)	75,547	74,469	73,310	72,143	71,113	69,995	68,681
事業所数(事業所)	5,335	5,335	5,335	5,335	4,700	4,700	4,700
家庭系ごみ(g/人・日)	616.87	665.06	646.03	671.73	660.39	671.44	641.52
事業系ごみ(t/事業所)	1.62	1.60	1.58	1.47	1.54	1.56	1.56
							令和5年度/ 平成29年度
							0.91
							0.88
							1.04
							0.96

※事業所数については、令和2年度まではH26経済センサス、令和3年度以降はR3経済センサスによる。

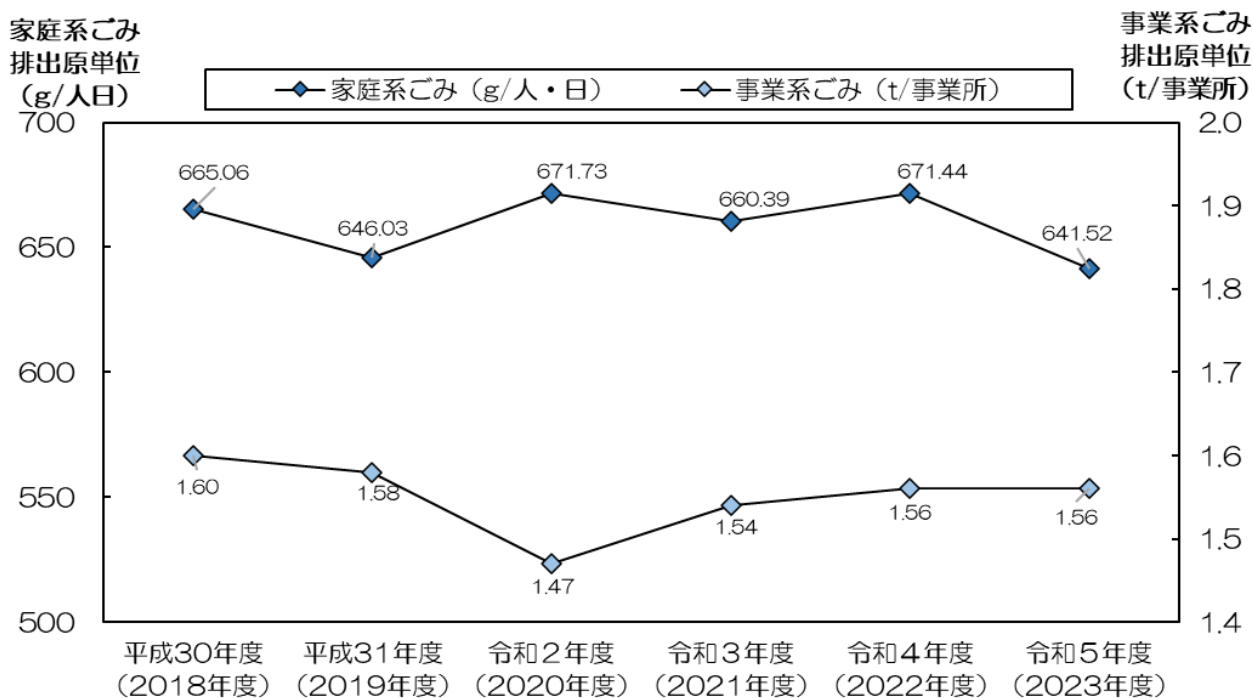


図 3-6 家庭系ごみ排出原単位及び事業系ごみ排出原単位の推移

2. 中間処理

(1) 可燃ごみ処理施設及び外部委託における処理量

本市における可燃ごみ処理施設における処理量の推移を以下に示す。

直近6年間の田辺市ごみ処理場（一般廃棄物焼却施設）及び上大中クリーンセンターにおける焼却処理量は、減少傾向にある。

また、平成30年度からはみなべ町の可燃ごみの焼却処理及び可燃性粗大ごみの破碎処理を、令和2年度末に上大中クリーンセンターが閉鎖したことに伴い、令和3年度から上富田町の可燃ごみの処理を開始している。

表 3-12 各施設の焼却処理量等の推移

項目	基準年度							
	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和5年度/ 平成29年度
合計	20,666	22,707	22,542	21,467	23,609	23,360	22,671	1.10
田辺市ごみ処理場（一般廃棄物焼却施設）	19,836	19,678	19,512	18,559	18,202	17,912	17,365	0.88
みなべ町・上富田町分	0	2,217	2,213	2,136	5,407	5,448	5,305	-
上大中クリーンセンター※1	830	811	817	772	0	0	0	0.00

※1 R2年度末に閉鎖。中辺路地域、大塔地域の可燃ごみの処理を行っていた。

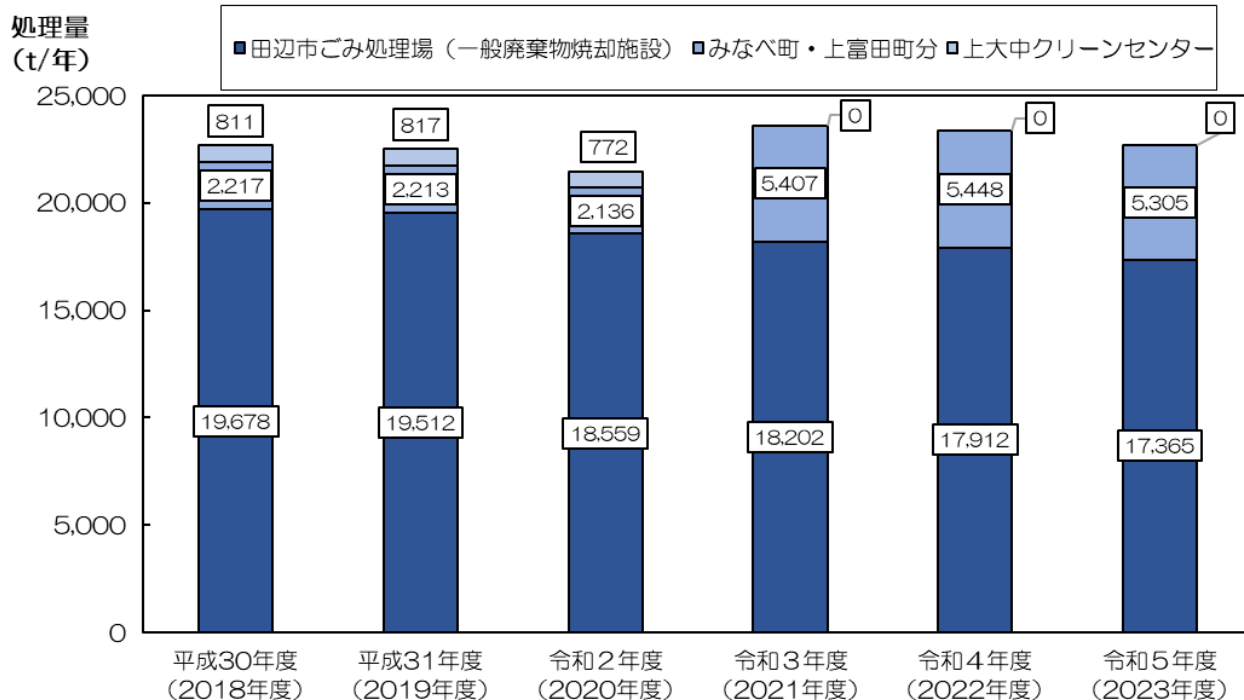


図 3-7 各施設の焼却処理量等の推移

(2) 容器包装プラスチックリサイクル施設の処理量

本市における容器包装プラスチックリサイクル施設の処理量の推移を以下に示す。
直近6年間の容器包装プラスチックリサイクル施設の処理量は、減少傾向で推移している。

表 3-13 容器包装プラスチックリサイクル施設の処理量の推移

項目	基準年度							単位：t/年
	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
容器包装プラスチックリサイクル施設	1,631	1,674	1,665	1,657	1,727	1,077	1,071	0.66

※本市から排出されるプラスチック類については、リサイクル手法がプラスチックの種別によってサーマルリサイクル、ケミカルリサイクルと異なる。令和3年度まではサーマルリサイクルを行った処理量を計上していたが、令和4年度以降はサーマルリサイクル分を除外したため、処理量に変化が生じている。

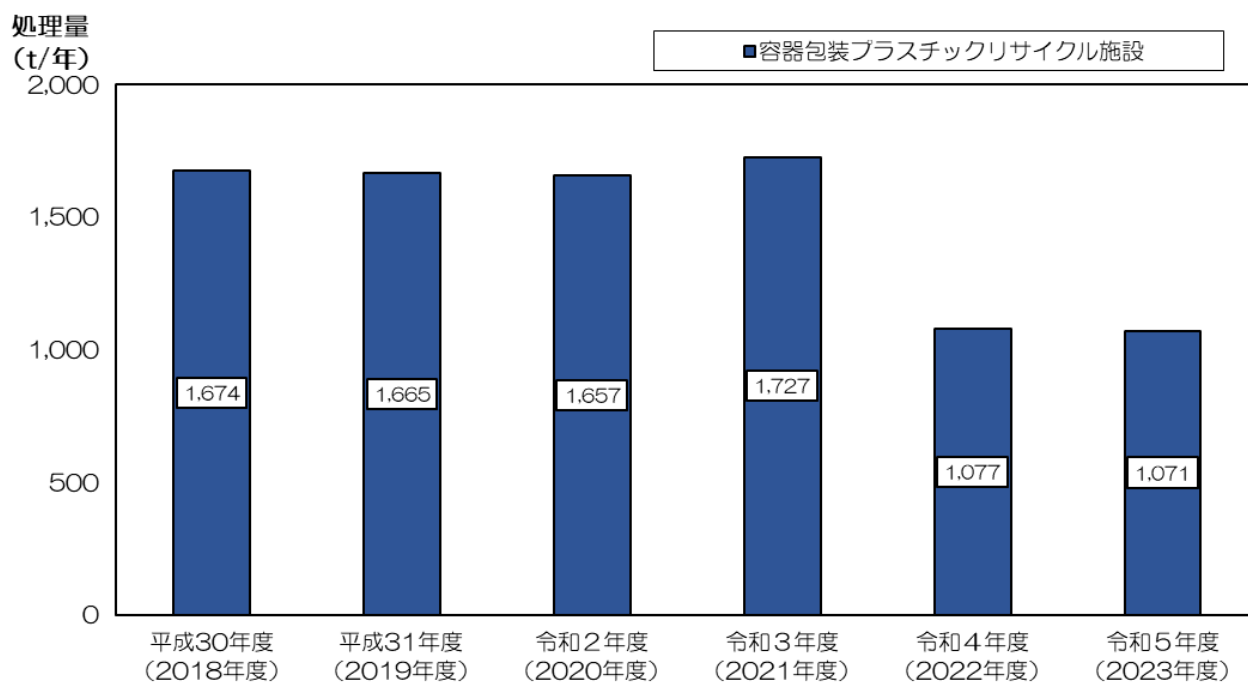


図 3-8 容器包装プラスチックリサイクル施設の処理量の推移

(3) 自走式破砕機の処理量

本市における自走式破砕機の処理量の推移を以下に示す。

直近6年間の自走式破砕機処理量は、各年度で増減を繰り返しているものの、紀南広域廃棄物最終処分場への搬入基準への対応から、近年は増加傾向である。

表 3-14 自走式破砕機の処理量の推移

項目	基準年度							単位：t/年
	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
合計	2,268	1,761	2,111	3,252	2,743	3,936	4,048	1.78
燃えるごみ	1,469	1,761	1,855	2,127	2,398	2,602	2,445	1.66
埋立てごみ	799	0	256	1,125	345	1,334	1,603	2.01

処理量
(t/年)

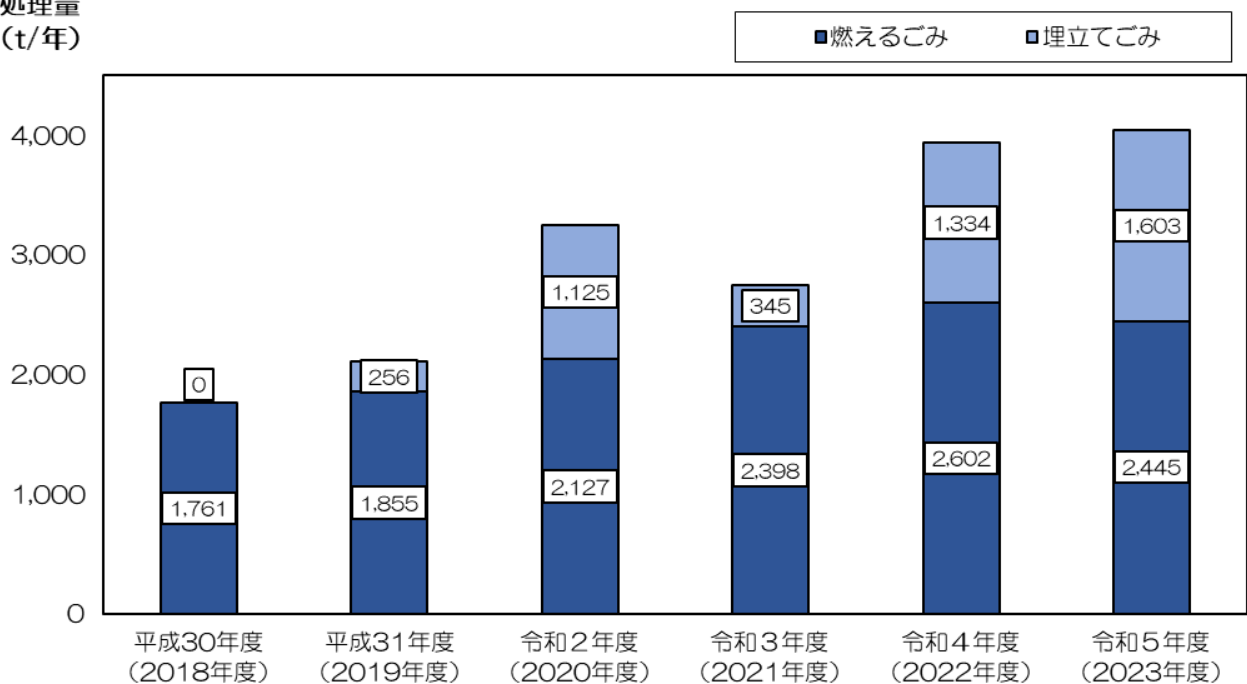


図 3-9 自走式破砕機の処理量の推移

(4) 資源ごみ量及びリサイクル率

1) 資源ごみ量

本市の資源ごみ量の推移を以下に示す。

直近6年間の資源ごみ量は、ガラス・金属類、ペットボトルは横ばいで推移しているが、それ以外は減少傾向にある。

表 3-15 資源ごみ量の推移

項目	基準年度							単位：t/年
	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
合計	5,437	5,556	5,393	5,366	5,461	4,651	4,262	0.78
資源化量	3,611	3,820	3,746	3,735	3,801	3,210	3,052	0.85
紙類	688	652	628	716	784	755	610	0.89
ガラス・金属類	1,275	1,242	1,266	1,332	1,266	1,354	1,346	1.06
ペットボトル	150	152	155	173	173	186	168	1.12
プラスチック類	1,481	1,522	1,510	1,484	1,554	890	902	0.61
その他	17	253	189	31	25	26	25	1.46
集団回収ごみ	1,826	1,681	1,563	1,513	1,478	1,441	1,210	0.66

※本市から排出されるプラスチック類については、リサイクル手法がプラスチックの種別によってサーマルリサイクル、ケミカルリサイクルと異なる。令和3年度までは、サーマルリサイクルを行った処理量を計上しており、令和4年度以降はサーマルリサイクル分を除外したため、資源ごみ量に変化が生じている。

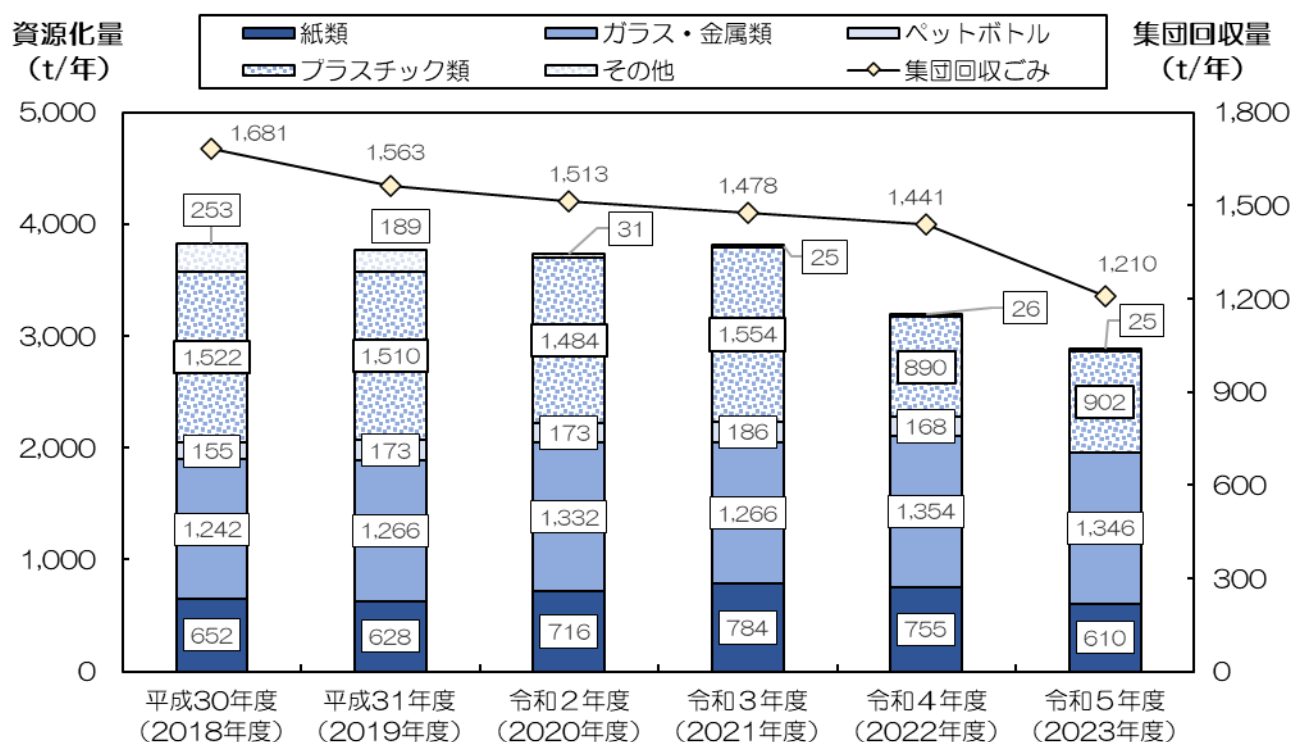


図 3-10 資源ごみ量の推移

2) リサイクル率

本市のリサイクル率の推移について以下に示す。

なお、リサイクル率は、以下のように考える。

$$\text{「リサイクル率（％）」} = \text{「総資源化量」} \div \text{「総排出量」} \times 100$$

直近6年間のリサイクル率はやや減少傾向にある。

表 3-16 リサイクル率の推移

項目	基準年度							単位：t/年
	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
総排出量	27,497	28,272	27,279	27,045	25,866	25,950	24,658	0.90
総資源化量	5,437	5,556	5,393	5,366	5,461	4,651	4,262	0.78
直接資源化量	1,760	1,734	1,742	1,930	2,031	1,929	1,762	1.00
処理後資源化量	1,851	2,141	2,089	1,922	1,952	1,281	1,289	0.70
集団回収量	1,826	1,681	1,563	1,513	1,478	1,441	1,210	0.66
リサイクル率（％）	19.8	19.7	19.8	19.8	21.1	17.9	17.3	0.87

※本市から排出されるプラスチック類については、リサイクル手法がプラスチックの種別によってサーマルリサイクル、ケミカルリサイクルと異なる。令和3年度までは、サーマルリサイクルを行った処理量を計上しており、令和4年度以降はサーマルリサイクル分を除外したため、資源化量及びリサイクル率に変化が生じている。

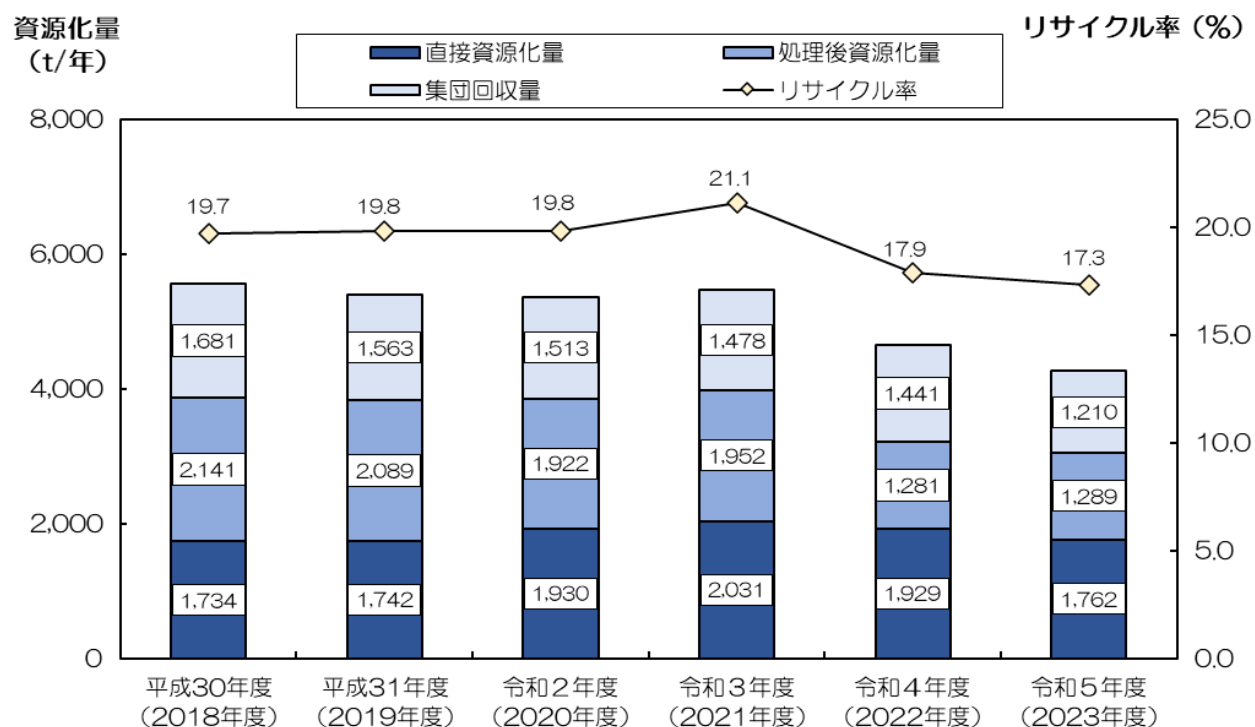


図 3-11 リサイクル率の推移

(5) ごみ質調査結果

1) 燃えるごみのごみ質

本市における直近6年間の燃えるごみとして収集したごみのごみ質を以下に示す。

ごみ質について、田辺市ごみ処理場（一般廃棄物焼却施設）の、低位発熱量の設計基準が4,610kJ/kg～11,730kJ/kg（基準ごみ：7,540kJ/kg）に対し、平成30年度（2019年度）～令和5年度（2023年度）における各年度の低位発熱量の平均は、田辺市ごみ処理場（一般廃棄物焼却施設）の維持すべきごみ質の範囲に収まっている。

表3-17 燃えるごみのごみ質

項目			平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
ごみの種類・組成	紙・布	%	63.9	63.9	65.4	64.3	61.4	53.5
	木・竹・わら類	%	5.7	6.0	5.0	6.2	7.9	7.0
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革	%	12.8	13.4	10.5	14.6	13.5	18.6
	厨芥類	%	12.0	14.4	17.9	13.9	13.7	17.6
	不燃物雑芥類（びん類）	%	1.3	1.1	0.0	0.0	0.3	1.5
	不燃物雑芥類（缶類）	%	0.6	0.2	0.2	0.0	2.2	1.0
	その他	%	3.8	1.0	1.0	1.0	1.2	0.8
	合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
見掛比重（単位容積重量）		kg/m ³	144	150	180	145	123	156
高位発熱量		kJ/kg	9,160	9,510	9,190	10,460	10,000	11,600
低位発熱量		kJ/kg	7,240	7,580	7,200	8,460	8,410	9,520
三成分	水分	%	46.7	51.2	52.7	49.1	45.7	42.2
	可燃分	%	43.3	43.8	43.4	46.8	46.1	49.6
	灰分	%	10.0	5.0	3.9	4.1	8.2	8.2
	合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※本資料における計数は、端数処理の関係により、合計等が一致しない場合がある。

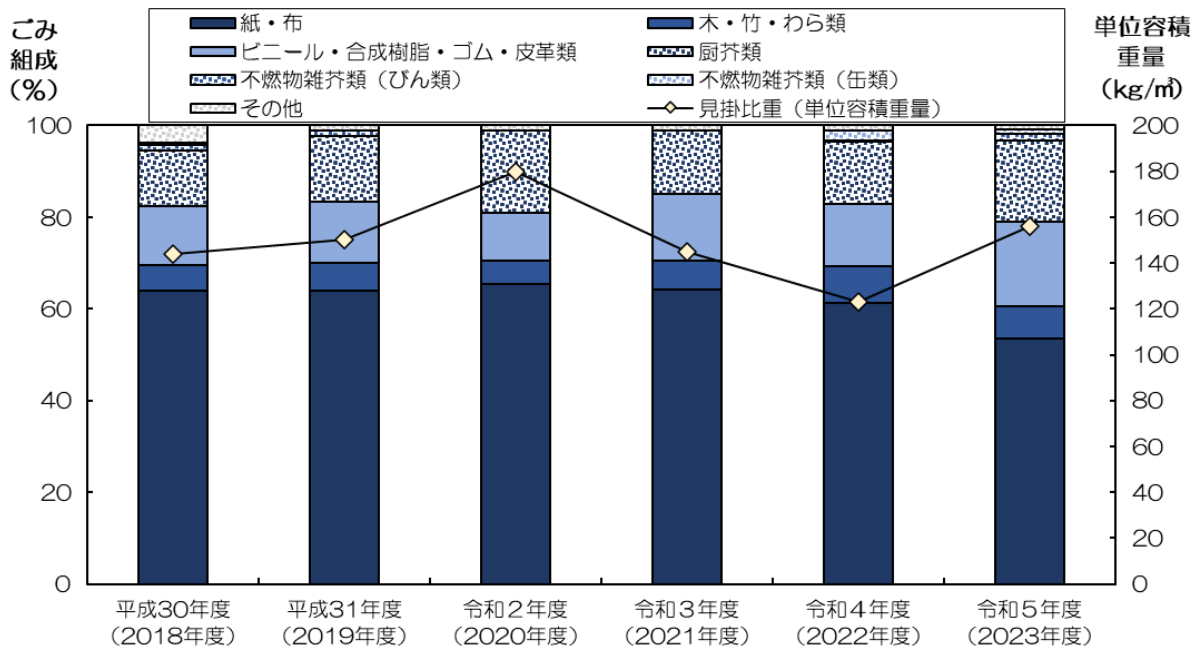


図 3-12 ごみ組成及び単位容積重量の推移

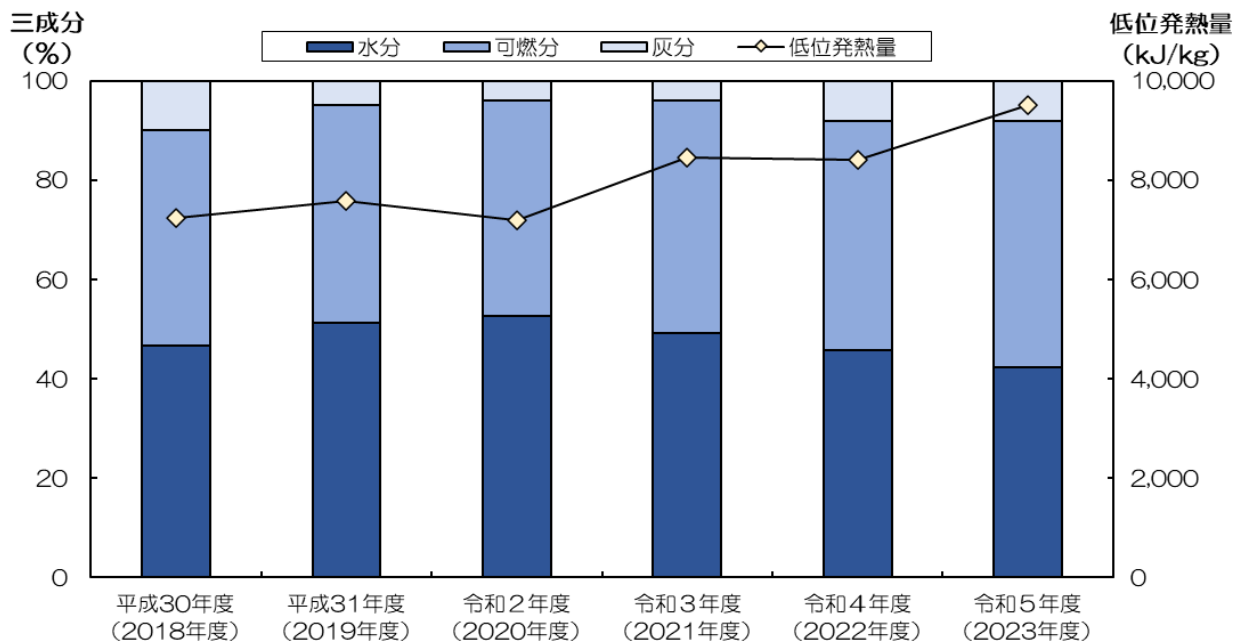


図 3-13 三成分及び低位発熱量の推移

2) 埋立てごみの種類別重量及び重量比

本市の直近 6 年間の埋立てごみとして収集したごみの種類別重量及び重量比を以下に示す。

表 3-18 埋立てごみの種類別重量及び重量比

区分		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
埋立てごみ	重量 (kg)	530.0	440.0	440.0	390.0	350.0	426.0
	割合 (%)	88.3	88.0	88.0	81.3	83.3	90.7
蛍光灯	重量 (kg)	1.0	1.4	4.0	3.0	2.0	3.0
	割合 (%)	0.2	0.3	0.3	0.6	0.5	0.6
電池	重量 (kg)	13.0	9.0	10.0	15.0	10.0	7.0
	割合 (%)	2.2	1.8	1.8	3.1	2.4	1.5
小型家電	重量 (kg)	8.0	9.4	4.0	13.0	2.5	9.0
	割合 (%)	1.3	1.9	1.9	2.7	0.6	1.9
燃えるごみ	重量 (kg)	5.0	0.4	1.4	8.0	16.5	4.7
	割合 (%)	0.8	0.1	0.1	1.7	3.9	1.0
資源ごみ	重量 (kg)	40.0	34.0	20.0	35.0	32.0	15.5
	割合 (%)	6.7	6.8	6.8	7.3	7.6	3.3
プラスチックごみ	重量 (kg)	2.0	5.8	0.6	16.0	7.0	3.8
	割合 (%)	0.3	1.1	1.1	3.3	1.7	0.8
処理困難物	重量 (kg)	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0
	割合 (%)	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2

3) 資源ごみの種類別重量及び重量比

本市の直近 6 年間の資源ごみとして収集したごみの種類別重量及び重量比を以下に示す。

表 3-19 資源ごみの種類別重量及び重量比

区分		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
アルミ缶	重量 (kg)	30.0	30.0	20.0	20.0	30.0	30.0
	割合 (%)	13.6	17.6	9.5	9.1	14.3	20.0
スチール缶	重量 (kg)	20	20.0	10.0	20.0	20.0	10.0
	割合 (%)	9.1	11.8	4.8	9.1	9.5	6.7
茶色びん	重量 (kg)	38	26.6	10.6	39.0	24.2	35.5
	割合 (%)	17.3	15.6	5.0	17.7	11.5	23.7
無色びん	重量 (kg)	42	21.2	45.8	44.0	39.4	27.0
	割合 (%)	19.1	12.5	21.8	20.0	18.8	18.0
その他色のびん	重量 (kg)	27.0	11.2	10.4	30.0	11.0	7.5
	割合 (%)	12.3	6.6	5.0	13.6	5.2	5.0
リターナブルびん	重量 (kg)	13.0	4.0	11.2	5.0	2.9	3.0
	割合 (%)	5.9	2.4	5.4	2.3	1.4	2
鉄がら	重量 (kg)	21.0	22.9	71.0	39.0	28.1	17.0
	割合 (%)	9.6	13.5	33.8	17.7	13.4	11.3
小型家電	重量 (kg)	19.0	26.4	3.6	13.0	42.0	13.0
	割合 (%)	8.6	15.5	1.7	5.9	20.0	8.6
その他のごみ	重量 (kg)	10.0	7.7	27.4	10.0	12.4	7.0
	割合 (%)	4.5	4.5	13.0	4.6	5.9	4.7

4) プラスチックごみの種類別重量及び重量比

本市の直近6年間のプラスチックごみとして収集したごみの種類別重量及び重量比を以下に示す。

表 3-20 プラスチックごみの種類別重量及び重量比

区分		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
プラスチック製容器包装	重量 (kg)	40.0	40.0	36.7	40.0	44.0	35.0
	割合 (%)	54.0	57.1	57.1	50.0	62.9	50.0
ペットボトル	重量 (kg)	5.7	7.4	7.6	13.2	15.0	12.3
	割合 (%)	7.7	10.6	10.6	16.5	21.4	17.6
白色トレイ	重量 (kg)	1.0	0.8	0.8	0.8	1.0	1.0
	割合 (%)	1.4	1.2	1.2	1.0	1.4	1.4
その他トレイ	重量 (kg)	1.1	1.1	1.0	1.8	1.5	1.0
	割合 (%)	1.5	1.6	1.6	2.2	2.1	1.4
発泡スチロール	重量 (kg)	0.2	0.8	0.2	0.4	1.0	2.0
	割合 (%)	0.3	1.1	1.1	0.5	1.4	2.9
その他プラスチック	重量 (kg)	20.0	16.5	9.2	19.2	5.5	12.7
	割合 (%)	27.0	23.6	23.6	24	7.8	18.1
燃えるごみ	重量 (kg)	2.0	1.0	0.6	1.8	0.5	3.0
	割合 (%)	2.7	1.4	1.4	2.3	0.8	4.3
資源ごみ	重量 (kg)	1.0	0.5	0.1	0.2	0.5	0.0
	割合 (%)	1.3	0.7	0.7	0.3	0.7	0
埋立てごみ	重量 (kg)	3.0	1.9	3.8	2.6	1.0	3.0
	割合 (%)	4.1	2.7	2.7	3.2	1.5	4.3

3. 最終処分

(1) 最終処分量

本市の最終処分量の推移について以下に示す。

なお、最終処分率は、以下のように考える。

$$\text{「最終処分率（％）」} = \text{「最終処分量合計」} \div \text{「排出量」} \times 100$$

直近6年間の最終処分量は各年度で増減を繰り返しており横ばい傾向にあり、平成29年度（2017年度）に対する令和5年度（2023年度）の割合は1.1倍である。

最終処分率も各年度で増減を繰り返しており、令和5年度（2023年度）の最終処分率は22.9%である。

表 3-21 最終処分量の推移

項目	基準年度							単位：t/年
	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
排出量	25,671	26,591	25,716	25,532	24,389	24,509	23,448	0.90
最終処分量	4,918	5,819	5,136	5,782	5,189	5,861	5,377	1.10
最終処分率（％）	19.2	21.9	20.0	22.6	21.3	23.9	22.9	1.20

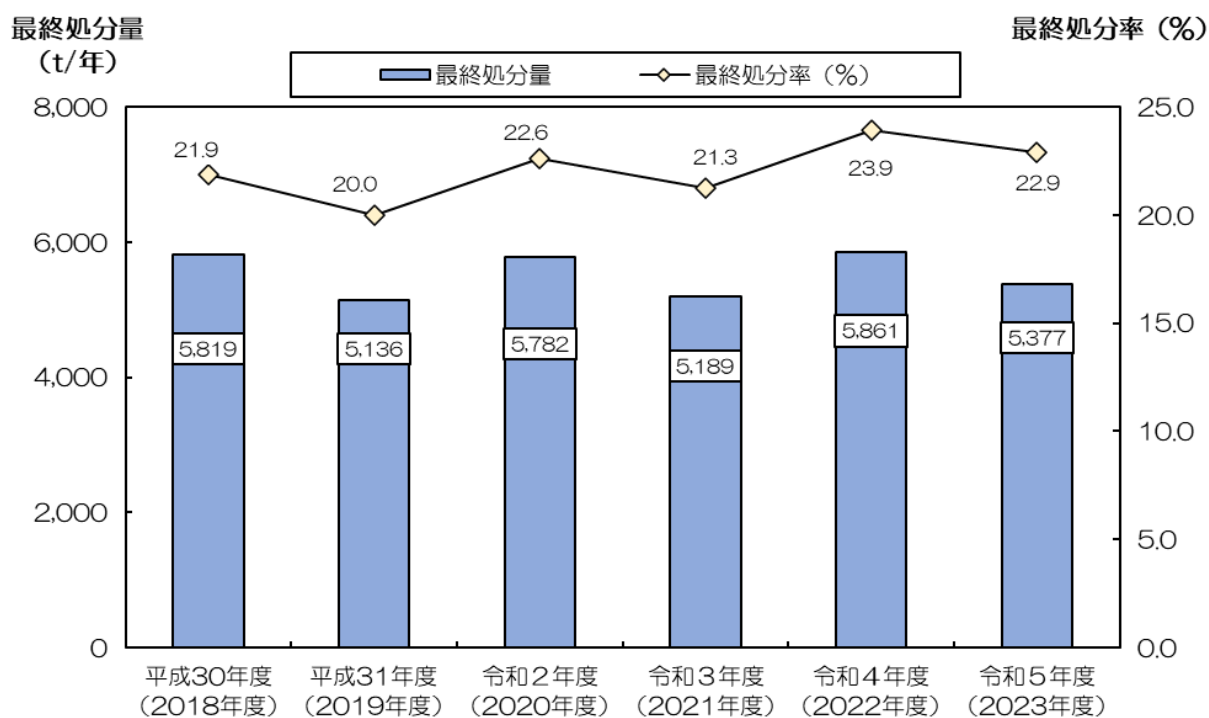


図 3-14 最終処分量の推移

第3節 ごみ処理における和歌山県内の市町村との比較

1. 収集・運搬

(1) 総排出原単位

令和4年度（2022年度）における和歌山県内の市町村の総排出原単位を以下に示す。

本市の総排出原単位は 1,015.7g/人・日であり、和歌山県（922.3g/人・日）及び全国（880g/人・日）を上回っている。

総排出原単位
(g/人・日)

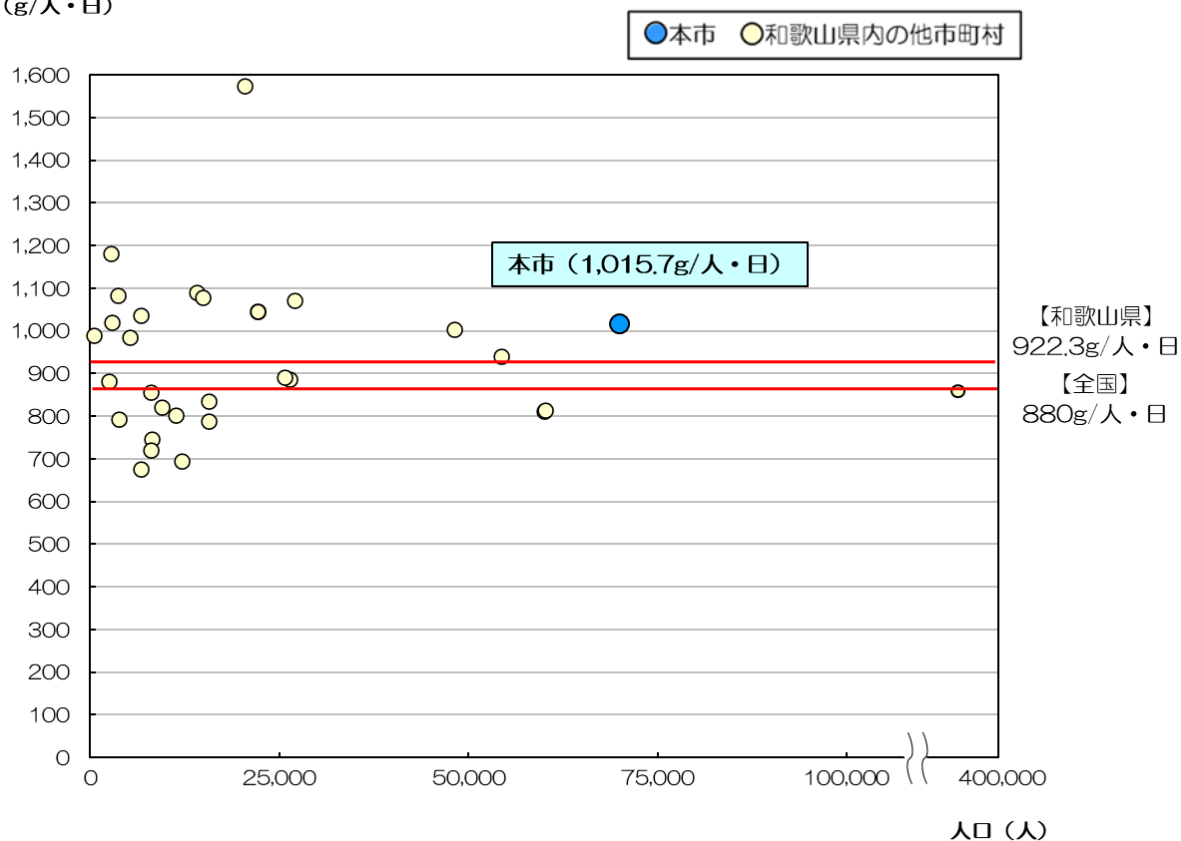


図 3-15 総排出原単位の比較
(全国、和歌山県及び和歌山県内の市町村)

表 3-22 総排出原単位の比較（和歌山県内の市町村）

市町村	人口 (人)	総排出原単位 (g/人・日)	市町村	人口 (人)	総排出原単位 (g/人・日)	市町村	人口 (人)	総排出原単位 (g/人・日)
和歌山市	360,435	883.2	かつらぎ町	15,663	836.5	みなべ町	12,046	694.1
海南市	48,082	1,003.6	九度山町	3,792	793.3	日高川町	9,410	820.8
橋本市	60,005	812.8	高野町	2,759	1,181.7	白浜町	20,366	1,574.1
有田市	26,296	887.3	湯浅町	11,235	803.8	上富田町	15,694	789.4
御坊市	22,201	1,045.4	広川町	6,687	676.0	すさみ町	3,672	1,084.1
田辺市	69,995	1,015.7	有田川町	25,705	892.0	那智勝浦町	14,113	1,090.0
新宮市	26,983	1,071.6	美浜町	6,660	1,035.8	太地町	2,903	1,021.1
紀の川市	60,072	814.3	日高町	7,942	720.3	古座川町	2,461	881.7
岩出市	54,258	941.7	由良町	5,250	985.8	北山村	412	990.8
紀美野町	8,160	747.7	印南町	7,955	855.5	串本町	14,792	1,079.1

(2) 家庭系ごみ排出原単位

令和4年度（2022年度）における和歌山県内の市町村の家庭系ごみ排出原単位を以下に示す。

本市の家庭系ごみ排出原単位は671.4g/人・日であり、和歌山県（656.6g/人・日）、全国（496g/人・日）を上回っている。

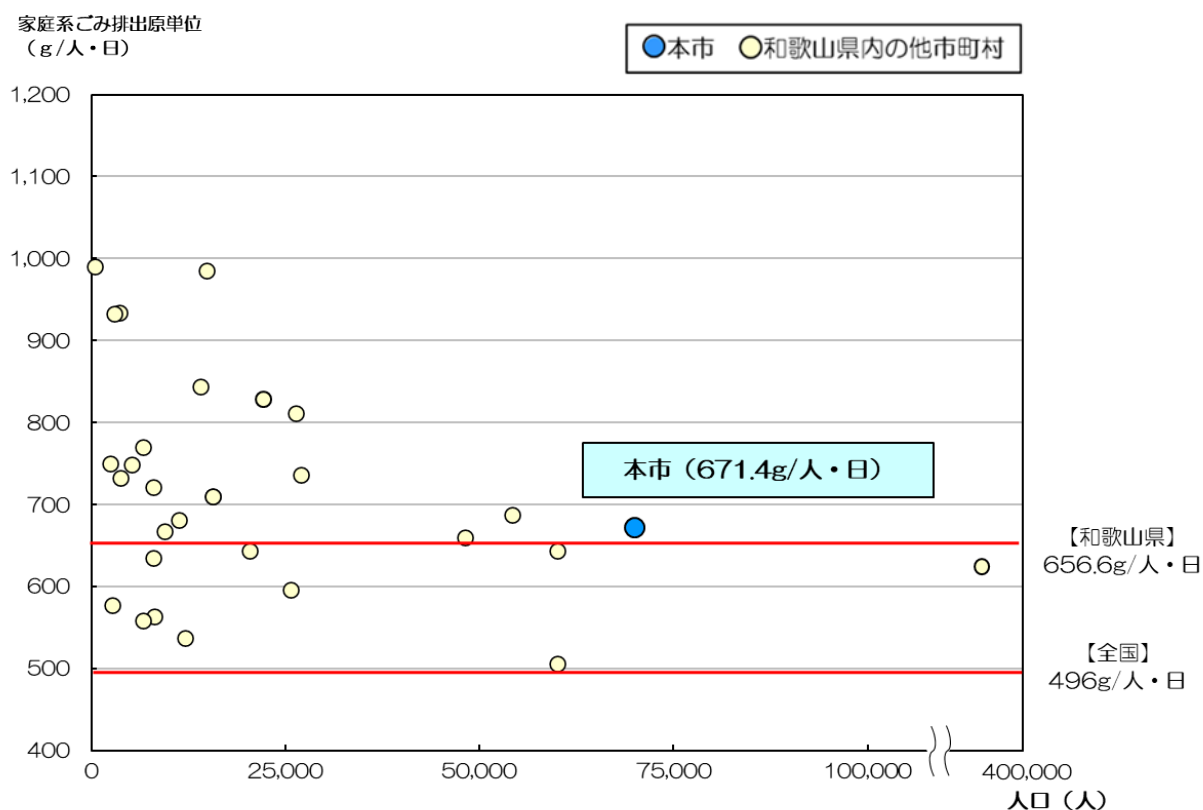


図 3-16 家庭系ごみ排出原単位の比較
（全国、和歌山県及び和歌山県内の市町村）

表 3-23 家庭系ごみ排出原単位の比較（和歌山県内の市町村）

市町村	人口 (人)	家庭系ごみ 排出原単位 (g/人・日)	市町村	人口 (人)	家庭系ごみ 排出原単位 (g/人・日)	市町村	人口 (人)	家庭系ごみ 排出原単位 (g/人・日)
和歌山市	360,435	624.11	かつらぎ町	15,663	709.99	みなべ町	12,046	536.76
海南市	48,082	659.43	九度山町	3,792	732.62	日高川町	9,410	667.61
橋本市	60,005	505.39	高野町	2,759	576.94	白浜町	20,366	644.10
有田市	26,296	811.10	湯浅町	11,235	680.85	上富田町	15,694	710.51
御坊市	22,201	827.80	広川町	6,687	558.02	すさみ町	3,672	934.13
田辺市	69,995	671.44	有田川町	25,705	595.59	那智勝浦町	14,113	843.29
新宮市	26,983	736.54	美浜町	6,660	770.50	太地町	2,903	933.38
紀の川市	60,072	643.38	日高町	7,942	635.43	古座川町	2,461	750.34
岩出市	54,258	687.33	由良町	5,250	749.38	北山村	412	990.82
紀美野町	8,160	564.06	印南町	7,955	720.84	串本町	14,792	985.54

(3) 事業系ごみ排出原単位

令和4年度（2022年度）における和歌山県内の市町村の事業系ごみ排出原単位を以下に示す。

本市の事業系ごみの排出原単位は 1.56t/事業所であり、全国（2.25t/事業所）及び和歌山県（1.78t/事業所）の排出原単位を下回っている。

事業系ごみ排出原単位
(t/事業所)

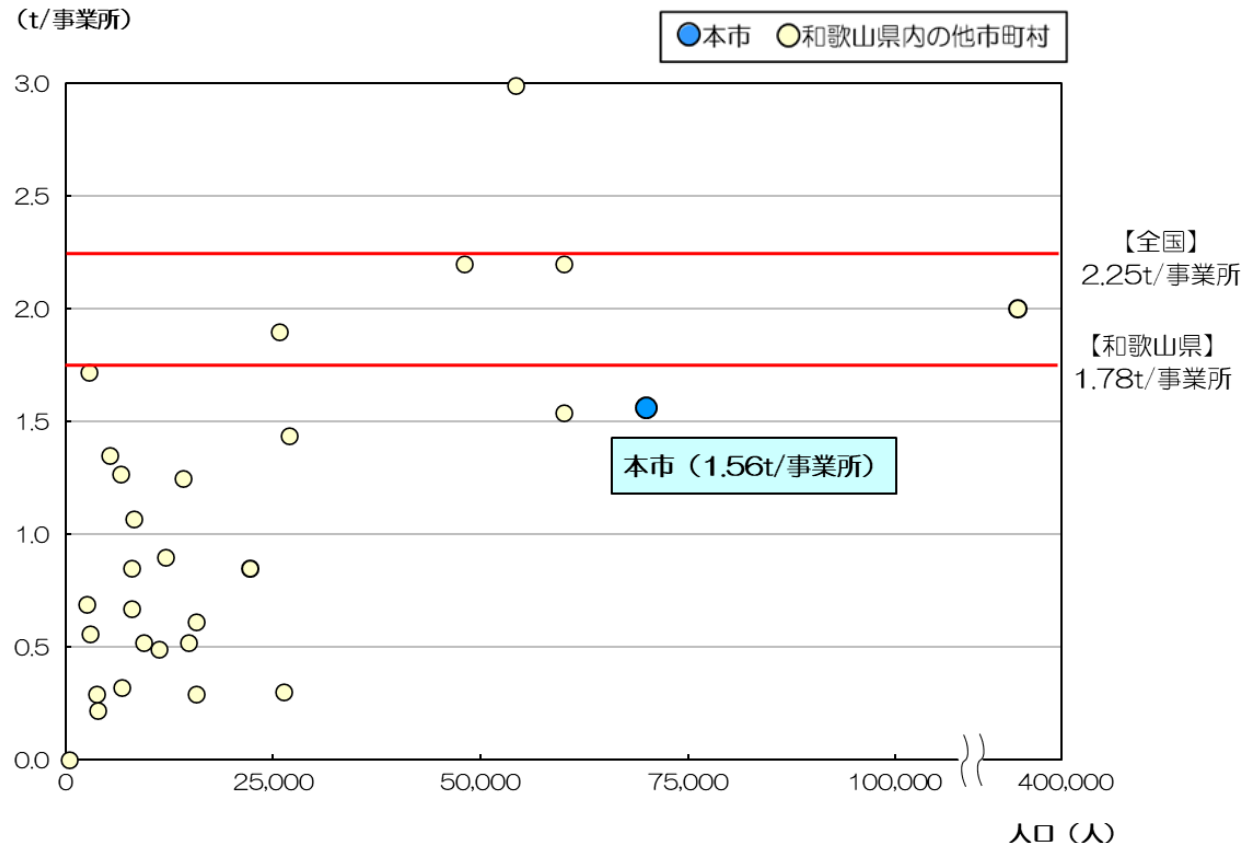


図 3-17 事業系ごみ排出原単位の比較
(全国、和歌山県及び和歌山県内の市町村)

表 3-24 事業系ごみ排出原単位の比較（和歌山県内の市町村）

市町村	人口 (人)	事業系ごみ 排出原単位 (t/事業所)	市町村	人口 (人)	事業系ごみ 排出原単位 (t/事業所)	市町村	人口 (人)	事業系ごみ 排出原単位 (t/事業所)
和歌山市	360,435	2.00	かつらぎ町	15,663	0.61	みなべ町	12,046	0.90
海南市	48,082	2.20	九度山町	3,792	0.22	日高川町	9,410	0.52
橋本市	60,005	2.20	高野町	2,759	1.72	白浜町	20,366	6.34
有田市	26,296	0.30	湯浅町	11,235	0.49	上富田町	15,694	0.29
御坊市	22,201	0.85	広川町	6,687	0.32	すさみ町	3,672	0.29
田辺市	69,995	1.56	有田川町	25,705	1.90	那智勝浦町	14,113	1.25
新宮市	26,983	1.44	美浜町	6,660	1.27	太地町	2,903	0.56
紀の川市	60,072	1.54	日高町	7,942	0.85	古座川町	2,461	0.69
岩出市	54,258	2.99	由良町	5,250	1.35	北山村	412	0.00
紀美野町	8,160	1.07	印南町	7,955	0.67	串本町	14,792	0.52

2. 中間処理

(1) リサイクル率

令和4年度（2022年度）における和歌山県内の市町村のリサイクル率を以下に示す。

本市のリサイクル率は17.9%であり、和歌山県（12.4%）は上回っているものの、全国（19.6%）は下回っているため、今後も、更なるリサイクル率向上を目指し、住民に対し排出抑制意識のより一層の高揚を図る必要がある。

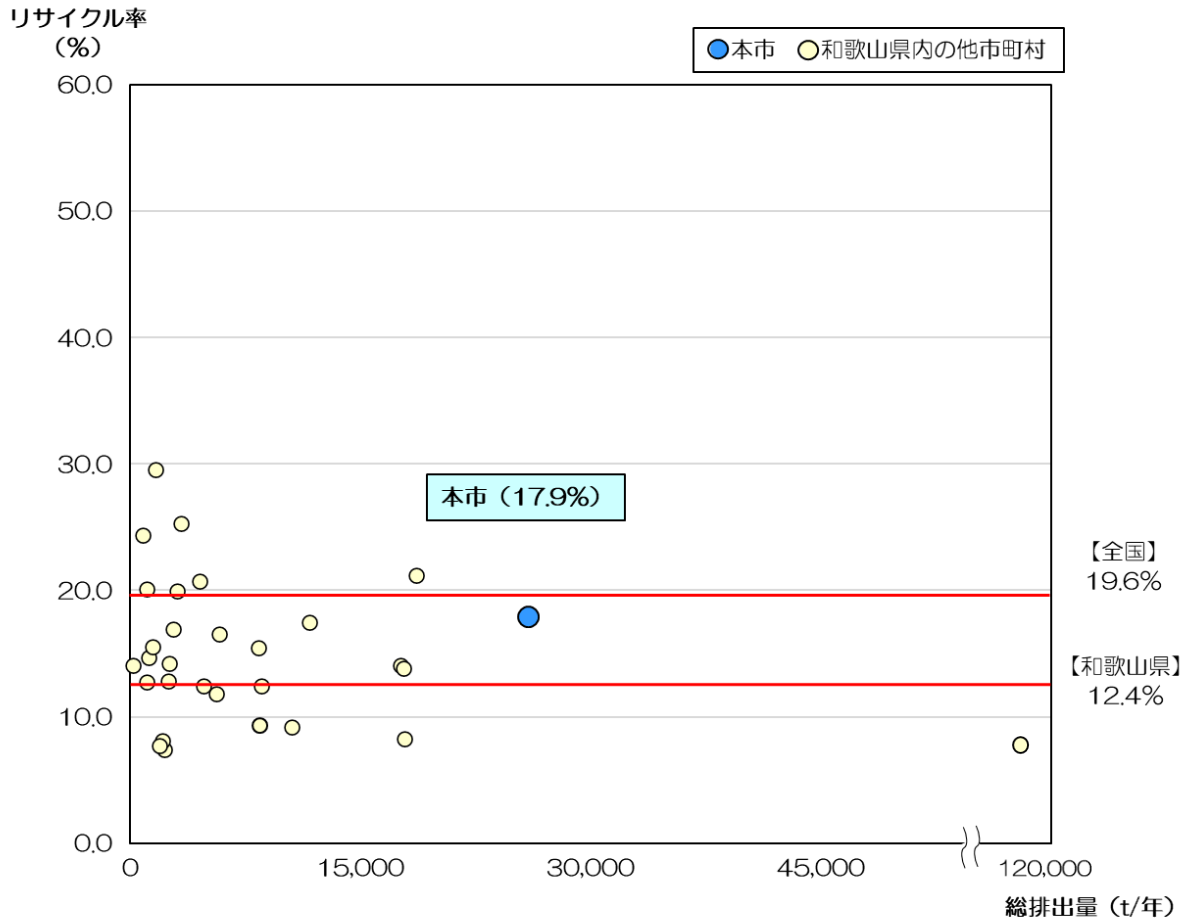


図 3-18 リサイクル率の比較
（全国、和歌山県及び和歌山県内の市町村）

表 3-25 リサイクル率の比較（和歌山県内の市町村）

市町村	総排出量 (t/年)	リサイクル率 (%)	市町村	総排出量 (t/年)	リサイクル率 (%)	市町村	総排出量 (t/年)	リサイクル率 (%)
和歌山市	116,188	8.3	かつらぎ町	4,782	12.4	みなべ町	3,052	20.0
海南市	17,613	14.1	九度山町	1,098	12.8	日高川町	2,819	17.0
橋本市	17,801	13.8	高野町	1,190	14.7	白浜町	11,701	17.5
有田市	8,516	12.5	湯浅町	3,296	25.3	上富田町	4,522	20.7
御坊市	8,471	9.3	広川町	1,650	29.6	すさみ町	1,453	15.6
田辺市	25,950	17.9	有田川町	8,369	15.5	那智勝浦町	5,615	11.8
新宮市	10,554	9.2	美浜町	2,518	14.3	太地町	1,082	20.2
紀の川市	17,855	8.3	日高町	2,088	8.1	古座川町	792	24.4
岩出市	18,649	21.2	由良町	1,889	7.7	北山村	149	14.1
紀美野町	2,227	7.4	印南町	2,484	12.8	串本町	5,826	16.6

(2) 可燃ごみ処理施設の整備状況

和歌山県内の可燃ごみ処理施設の整備状況を以下に示す。

可燃ごみ処理施設は 13 施設あり、その半数以上が稼働から 20 年以上経過している施設である。

田辺市ごみ処理場（一般廃棄物焼却施設）は平成 8 年度（1996 年度）に使用を開始したが、老朽化と処理能力の低下を解消するため、平成 23 年度（2011 年度）から延命化に向けた長寿命化計画の策定や生活環境影響調査などの準備を進め、平成 26 年度（2014 年度）から平成 28 年度（2016 年度）の 3 年間で基幹的設備改良工事を行っている。

なお、上大中クリーンセンターについては、令和 3 年 3 月をもって閉鎖したため、令和 3 年度からは中辺路地域及び大塔地域の燃えるごみを田辺市ごみ処理場（一般廃棄物焼却施設）で処理をしている。

表 3-26 可燃ごみ処理施設の整備状況

	地方公共団体名	施設名称	焼却対象廃棄物	処理方式	運転方式	炉数	処理能力 (t/日)	使用 開始年度
1	和歌山市	青岸エネルギーセンター	可燃ごみ、混合（未分別）ごみ、粗大ごみ、ごみ処理残渣、し尿処理残渣	ストーカ式	全連続運転	2	400	1986
2	和歌山市	青岸クリーンセンター	可燃ごみ、混合（未分別）ごみ、粗大ごみ、し尿処理残渣	流動床式焼却炉	全連続運転	2	320	1998
3	田辺市	田辺市ごみ処理場(焼却施設)	可燃ごみ、粗大ごみ	ストーカ式	全連続運転	2	150	1996
4	新宮市	新宮市クリーンセンター	可燃ごみ	ストーカ式	准連続運転	2	49	2002
5	岩出市	岩出クリーンセンター	可燃ごみ、粗大ごみ	流動床式ガス化溶融炉	全連続運転	2	65	2008
6	白浜町	白浜町清掃センター	可燃ごみ、その他、ごみ処理残渣	流動床式焼却炉	准連続運転	2	55	1995
7	すさみ町	すさみ町ごみ焼却場	可燃ごみ	ストーカ式	バッチ運転	2	15	1987
8	那智勝浦町	那智勝浦町クリーンセンター	可燃ごみ、ごみ処理残渣	流動床式焼却炉	准連続運転	2	50	1991
9	串本町古座川町 衛生施設事務組合	宝嶋クリーンセンター	可燃ごみ	ストーカ式	バッチ運転	2	30	2006
10	御坊広域行政事務組合	御坊広域清掃センター	可燃ごみ、粗大ごみ、し尿処理残渣	流動床式焼却炉	全連続運転	2	147	1998
11	有田周辺広域圏 事務組合	有田周辺広域圏事務組合環境 センター	可燃ごみ、粗大ごみ、不燃ごみ	ストーカ式	全連続運転	2	100	2000
12	橋本周辺広域 市町村圏組合	橋本周辺広域ごみ処理場	可燃ごみ、粗大ごみ、 ごみ処理残渣、し尿処理残渣	ストーカ式	全連続運転	2	101	2009
13	紀の海広域施設組合	紀の海クリーンセンター： エネルギー回収推進施設	可燃ごみ、粗大ごみ、 ごみ処理残渣	ストーカ式	全連続運転	2	135	2015

出典：和歌山県の一般廃棄物

(3) 可燃ごみ処理施設以外の中間処理施設

和歌山県内における可燃ごみ処理施設以外の中間処理施設の整備状況を以下に示す。

資源化等を行う容器包装プラスチックリサイクル施設は、使用開始から 17 年が経過している。

粗大ごみ処理を行う自走式破砕機は、令和 4 年度に更新を行った。

排出された廃棄物の一時保管を行っているストックヤード施設は、使用開始から 23 年が経過している。

表 3-27 資源化等を行う施設の整備状況

	地方公共団体名	施設名称	施設区分	対象品目	処理内容	処理能力 (t/日)	使用 開始年度
1	田辺市	容器包装プラスチックリサイクル施設	容器包装リサイクル 推進施設	ペットボトル、プラスチック	選別、 圧縮・梱包	4.9	2007
2	新宮市	新宮市クリーンセンター	ストックヤード	紙類、金属類、ガラス類、その他資源ごみ、 ペットボトル、プラスチック、布類	選別、 圧縮・梱包	48	2002
3	有田川町	有田川町プラスチック収集場	容器包装リサイクル 推進施設	プラスチック	選別、 圧縮・梱包	4	2005
4	白浜町	白浜町カレット選別棟	容器包装リサイクル 推進施設	ガラス類	選別	3	1995
5	白浜町	白浜町リサイクルプラザ	リサイクルプラザ	金属類、その他資源ごみ	選別	6.6	1996
6	那智勝浦町	那智勝浦町クリーンセンター	ストックヤード	紙類、金属類、ガラス類、その他資源ごみ、 ペットボトル、プラスチック、その他	圧縮・梱包	12	1991
7	串本町	串本町リサイクルセンター	ストックヤード	紙類、金属類、ガラス類、その他資源ごみ、 ペットボトル、プラスチック、不燃ごみ、 粗大ごみ	選別、 圧縮・梱包	6.7	2016
8	有田周辺広域圏 事務組合	有田周辺広域圏事務組合 環境センター	リサイクルプラザ	不燃ごみ、粗大ごみ	選別	20	1999
9	橋本周辺広域 市町村圏組合	橋本周辺広域ごみ処理場	リサイクルセンター (交付金)	紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル、 プラスチック、布類、不燃ごみ、粗大ごみ	選別、 圧縮・梱包、 その他	46.4	2009
10	紀の海広域施設組合	紀の海クリーンセンター： マテリアルリサイクル推進施設	容器包装リサイクル 推進施設	紙類、金属類、ガラス類、その他資源ごみ、 ペットボトル、プラスチック、可燃ごみ、 不燃ごみ、粗大ごみ	選別、 圧縮・梱包、 その他	17	2015

出典：和歌山県の一般廃棄物

表 3-28 保管施設の整備状況

	地方公共団体名	施設名称	施設区分	対象品目	屋内面積 (m ²)	屋外面積 (m ²)	使用 開始年度
1	海南市	海南市クリーンセンター	ストックヤード	紙類、金属類、ガラス類、 その他資源ごみ、ペットボトル、 プラスチック	664	0	2021
2	田辺市	田辺市ごみ処理場 (ストックヤード)	ストックヤード	金属類、ガラス類	0	119	2001
3	田辺市	田辺市ごみ処理場 (容リプラ成型品保管庫)	容器包装リサイクル推進施設	プラスチック	119	0	2007
4	新宮市	新宮市クリーンセンター	ストックヤード	ガラス類	303	0	2002
5	新宮市	新宮市クリーンセンター	ストックヤード	ペットボトル、プラスチック	199	0	2003
6	高野町	高野町じん芥処理センター	ストックヤード	紙類、金属類、ガラス類、 その他資源ごみ、ペットボトル、 プラスチック、布類、その他	178	0	2009
7	白浜町	白浜町清掃センター	その他	紙類、金属類、ガラス類、 その他資源ごみ、ペットボトル、 プラスチック、布類	30	143	1995
8	白浜町	白浜町リサイクルプラザ	ストックヤード	金属類、その他	30	143	1996
9	太地町	太地町清掃センター	その他	紙類、金属類、ガラス類、 ペットボトル、プラスチック、 布類、その他	150	400	1997
10	御坊広域行政 事務組合	御坊広域清掃センター	ストックヤード	ペットボトル	161	0	2000

出典：一般廃棄物処理実態調査

3. 最終処分

(1) 最終処分率

令和4年度(2023年度)における和歌山県内の市町村の最終処分率を以下に示す。

本市の最終処分率は23.9%であり、全国(8.7%)及び和歌山県(12.7%)を上回っているため、今後、更なる最終処分量の減量化を図る必要がある。

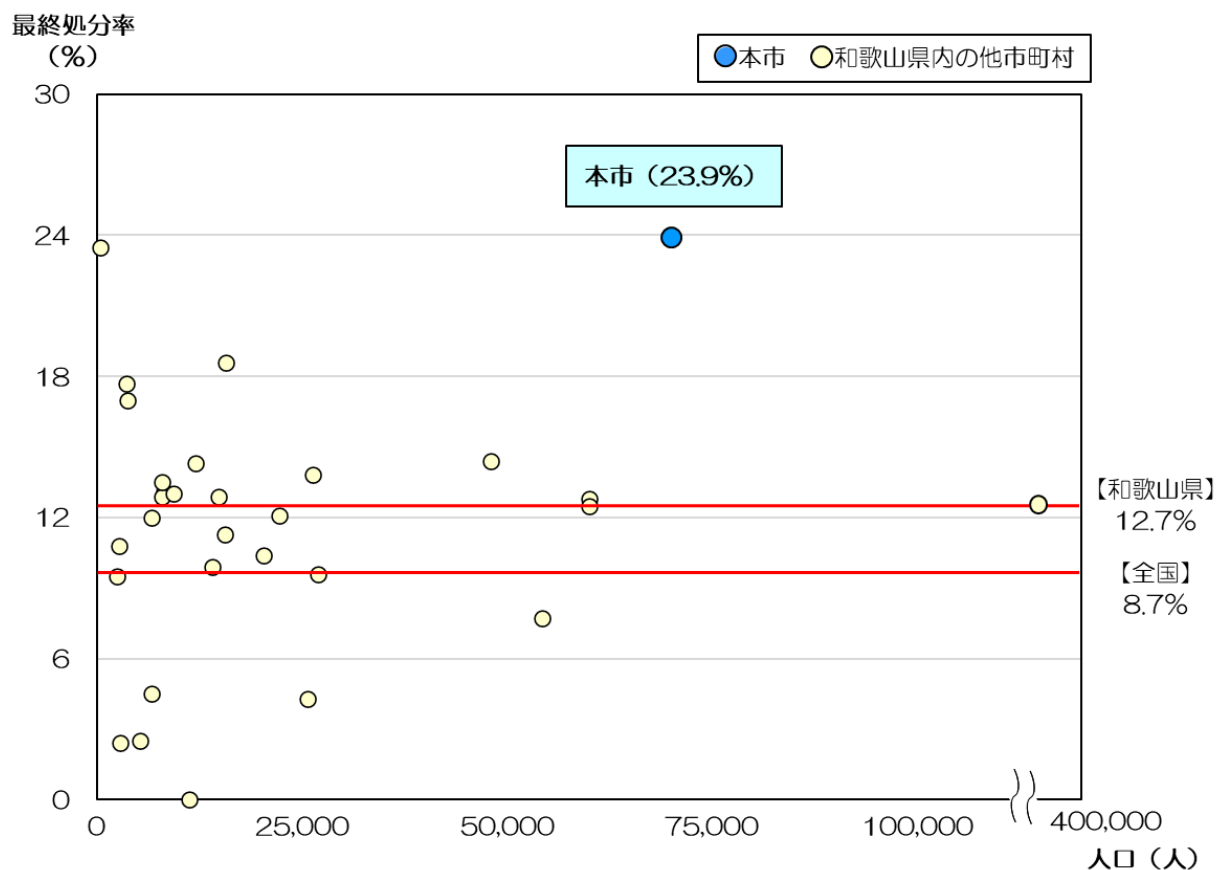


図 3-19 最終処分率の比較
(全国、和歌山県及び和歌山県内の市町村)

表 3-29 最終処分率の比較 (和歌山県内の市町村)

市町村	人口 (人)	最終処分率 (%)	市町村	人口 (人)	最終処分率 (%)	市町村	人口 (人)	最終処分率 (%)
和歌山市	360,435	12.5	かつらぎ町	15,663	11.3	みなべ町	12,046	14.3
海南市	48,082	14.4	九度山町	3,792	17.0	日高川町	9,410	13.0
橋本市	60,005	12.8	高野町	2,759	10.8	白浜町	20,366	10.4
有田市	26,296	13.8	湯浅町	11,235	0.0	上富田町	15,694	18.6
御坊市	22,201	12.1	広川町	6,687	4.5	すさみ町	3,672	17.7
田辺市	69,995	23.9	有田川町	25,705	4.3	那智勝浦町	14,113	9.9
新宮市	26,983	9.6	美浜町	6,660	12.0	太地町	2,903	2.4
紀の川市	60,072	12.5	日高町	7,942	12.9	古座川町	2,461	9.5
岩出市	54,258	7.7	由良町	5,250	2.5	北山村	412	23.5
紀美野町	8,160	13.1	印南町	7,955	13.5	串本町	14,792	12.9

(2) 残余容量

令和5年度末（2023年度末）時点における田辺市ごみ処理場（一般廃棄物最終処分場）の残余容量は約 25,481m³であるが、現在、最終処分場の閉鎖に向けた取組を進めている。

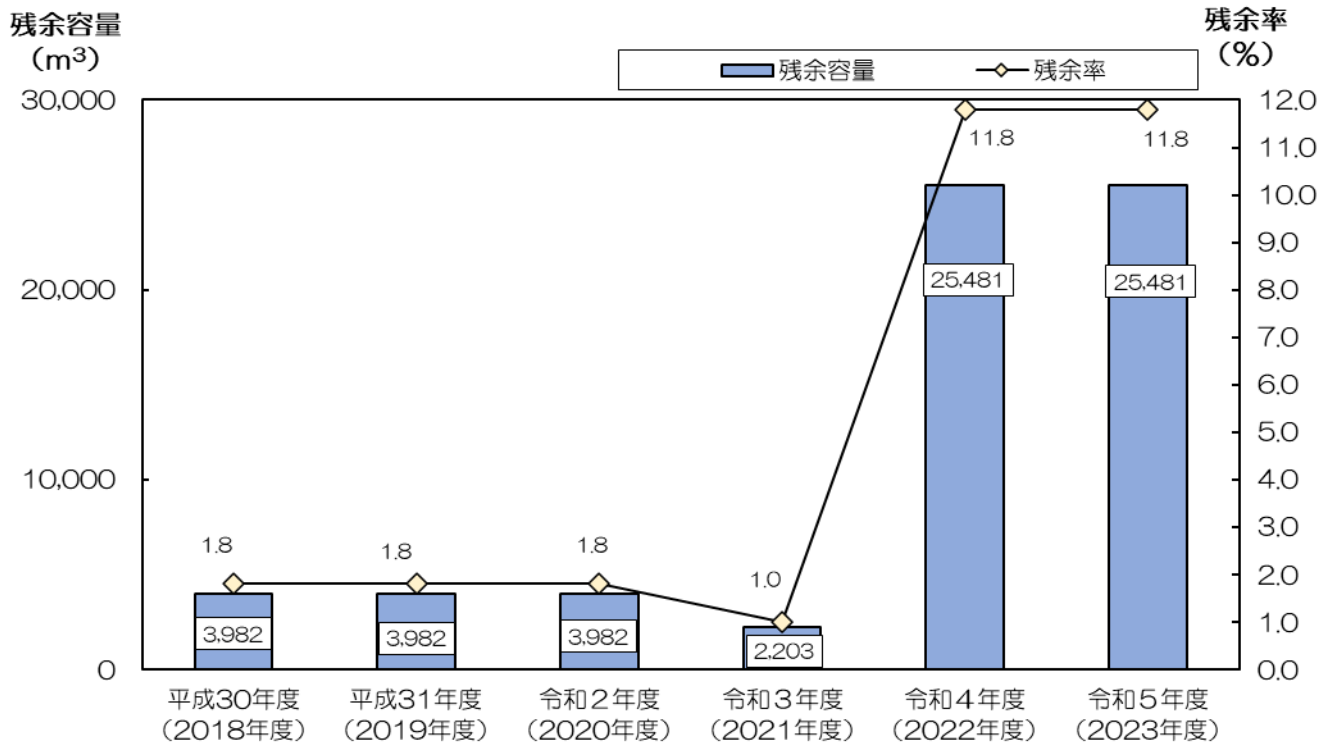


図 3-20 田辺市ごみ処理場（最終処分場）の残余容量

※令和4年度に残余容量が増加した理由については、紀南広域廃棄物最終処分場の供用開始に伴い、本市最終処分場への埋立ては終了。終了に伴い本市最終処分場の閉鎖に向けた取組として埋立量の三次元解析を実施したところ、残余容量に誤差が発生した。

(3) 一般廃棄物最終処分場の整備状況

和歌山県内における一般廃棄物最終処分場の整備状況を以下に示す。

和歌山県では、「第5次和歌山県廃棄物処理計画」を策定し、和歌山県内を「大阪湾フェニックス計画区域」と「大阪湾フェニックス計画区域外」の2ブロックに分けて、広域的に対策を進めている。

表 3-30 一般廃棄物最終処分場の整備状況

	地方公共団体名	施設名称	対象品目	埋立地面積 (m ²)	全体容積 (m ³)	使用 開始年度
1	海南市	海南市埋立処分地施設	不燃ごみ、破碎ごみ・処理残渣	15,600	117,000	1995
2	海南市	海南市下津最終処分場	不燃ごみ、粗大ごみ	11,550	101,000	1973
3	橋本市	橋本市一般廃棄物処理場	不燃ごみ	17,500	141,650	1993
4	田辺市	田辺市ごみ処理場(最終処分場)	焼却残渣(主灰)、不燃ごみ、 その他、焼却残渣(飛灰)、 破碎ごみ・処理残渣	23,000	215,864	1996
5	高野町	高野町不燃物処理場	焼却残渣(主灰)、不燃ごみ、 その他	10,000	58,600	2011
6	有田川町	尾岩坂ごみ処分場	不燃ごみ	12,150	114,000	1993
7	みなべ町	みなべ町ごみ焼却場最終処分場	焼却残渣(主灰)、不燃ごみ、 焼却残渣(飛灰)、 破碎ごみ・処理残渣	2,500	10,000	2012
8	白浜町	白浜町最終処分場	焼却残渣(主灰)、 焼却残渣(飛灰)、 破碎ごみ・処理残渣	11,900	46,000	1998
9	上富田町	上富田町一般廃棄物最終処分場	不燃ごみ、粗大ごみ	21,000	68,000	1978
10	古座川町	古座川町最終処分場	不燃ごみ	5,000	15,000	1973
11	大辺路衛生施設組合	家の谷	焼却残渣(主灰)、不燃ごみ、 焼却残渣(飛灰)、 破碎ごみ・処理残渣	10,100	69,030	1981
12	御坊広域行政事務組合	御坊広域清掃センター	焼却残渣(主灰)	22,000	236,000	1990
13	有田周辺広域圏事務組合	有田周辺広域圏事務組合埋立処分地	破碎ごみ・処理残渣	13,100	107,552	1984
14	紀南環境広域施設組合	紀南広域廃棄物最終処分場	焼却残渣(主灰)、不燃ごみ、 その他、焼却残渣(飛灰)、 破碎ごみ・処理残渣	24,121	197,398	2021

出典：和歌山県の一般廃棄物

(4) 広域廃棄物最終処分場

本市が属している紀南地域では、平成25年8月に「紀南環境広域施設組合」を設立し、みなべ町以南の10市町で構成する紀南環境広域施設組合により、同地域から排出される廃棄物を埋立処分するための管理型一般廃棄物最終処分場が、令和3年7月に供用を開始したことにより、埋立てごみ及び焼却残渣の全量を紀南環境広域施設組合の紀南広域廃棄物最終処分場にて処分を行っている。

第4節 目標達成状況と課題

1. 目標達成状況

本計画では、基準年度（平成 29 年度）に対する目標年度（令和 15 年度）の数値目標を設定し、その達成に向けて取り組んでいる。令和 5 年度実績時点での目標達成状況は以下のとおりである。

表 3-31 目標達成状況

令和15年度目標		計画	実績	令和5年度 達成状況
		令和5年度 (2023年度)	令和5年度 (2023年度)	
家庭系ごみ排出原単位（g/人・日）	8.0%削減	594.78	641.52	未達成
事業系ごみ排出量（t/年）	8.0%削減	8,402	7,366	達成
ごみ排出量（t/年）	15.8%削減	23,858	23,448	達成
リサイクル率（%）	20.2%以上	20.0	17.3	未達成
最終処分量（t/年）	15.2%削減	4,556	5,659	未達成

表 3-31 に示すように、家庭系ごみ排出原単位、リサイクル率及び最終処分量の目標が未達成であることから、今後も家庭系ごみの発生を抑制するとともに、生ごみ処理機器等の普及促進やごみの減量化、分別の徹底によるごみの資源化の促進に努める必要がある。

2. 各種課題

（1）収集・運搬

1）家庭系ごみへの事業系ごみの混入

本市では、少量排出事業者に対し、事業者用分別指定袋により定期収集を利用することを認めている。一方で事業系ごみが家庭系ごみに混入する可能性があるため、必要に応じ展開検査及び事業所に対する事業者用分別指定袋の使用に係る指導及び啓発を引き続き行う必要がある。

2）ごみの分別徹底

本市の定期収集は、本市全域で指定袋制度を採用しており、分別指定袋以外の袋を使用したごみ及び分別がされていないごみについては、注意シールを貼り、収集を行わないことにしている。ただし、一定期間を超えても注意シールを貼付したごみが排出者により回収されない場合は、個別啓発を行っている。

今後もごみの適正処理を進め、住民に対しごみ分別区分の徹底を呼びかけ、継続して啓発を行う必要がある。

(2) 一般廃棄物処理施設の広域化

現在、田辺周辺広域市町村圏組合(以下、「組合」という。)を構成する田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町(以下、「構成市町」という。)における焼却施設は、田辺市ごみ処理場、白浜町清掃センター、すさみ町ごみ焼却場の3施設がある。基幹的設備改良工事を実施した施設はあるものの、いずれも経年使用による施設の老朽化が進んでいることから、今後、新たな一般廃棄物処理施設の建設が圏域における課題となっている。

ごみ処理行政においては経済面、効率面での最適化を実現する方策として、広域的なごみ処理体制の構築を重要とし、国は広域化を推進してきており、構成市町においても経済負担の縮減、ごみ処理の効率化等を考慮し、組合を構成する市町における広域による一般廃棄物処理施設(マテリアルリサイクル推進施設を含む)整備を検討している。

(3) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律への対応

令和4年4月、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行された。

これに伴い、本市においてもプラスチック使用製品廃棄物の再商品化について、今後検討する必要がある。

(4) 在宅医療廃棄物

近年、入院医療や外来医療から在宅医療への移行が進む中、在宅医療廃棄物の排出量が増加し、その処理が課題となっている。

本市においては、注射針等の在宅医療廃棄物は搬入禁止ごみとしている。誤って収集ごみに混入することを防ぐために、医師会等とごみの出し方について協議し、医療機関及び住民に対し処理方法を周知しており、今後も引き続き周知徹底を図っていく。

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の目標

1. 基本方針

近年の廃棄物行政は循環型社会の実現に向けた取組の推進を基本政策としており廃棄物等の発生を抑制し、資源物の再生利用を進め、それでもなお資源化困難なものについては、適正処理をより一層進めることにより、天然資源の消費抑制、環境負荷の低減を図っていくことが求められている。

本市では、容器包装プラスチックリサイクル施設整備や自走式破砕機導入などによる資源化を進めるとともに、田辺市ごみ処理場（一般廃棄物焼却施設）を延命化するための基幹的設備改良工事を行うなど、適正処理の取組を行ってきた。今後も、これまでの成果を踏まえ継続的に資源化・適正処理を行うとともに、ごみに対する住民の意識・関心を高めていくことにより、ごみの分別・減量化に取り組む。

以上を踏まえ、以下の2つの基本方針を定める。

1. ごみ排出抑制及び資源化
2. 適正処理・処分

循環型社会形成推進基本法に基づき、「3R：リデュース（排出抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）」の推進を行う。

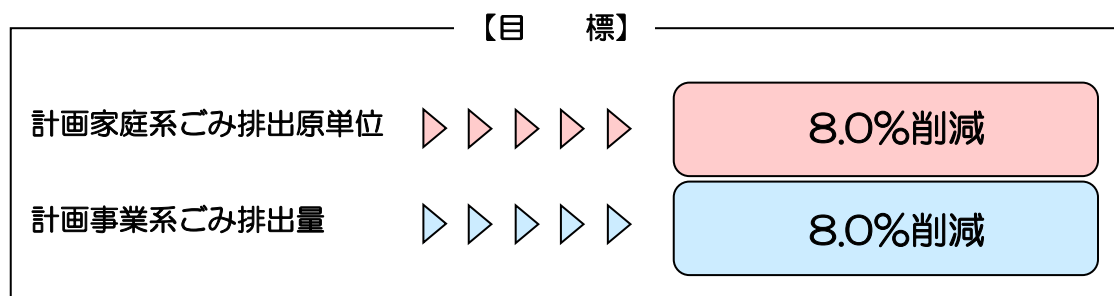
具体的には、住民・事業者への3Rに対する意識の向上を求め、ごみの排出抑制を図る。更に、その上で排出されるごみについては、分別を徹底し、積極的な資源化に努め、リサイクル率向上を図る。

資源化が困難なものについては、適正処理・処分を行っていく。

2. 数値目標

基準年度（平成 29 年度（2017 年度））に対する、目標年度（令和 15 年度（2033 年度））の数値目標を以下に示す。

本計画では、基準年度（平成 29 年度（2017 年度））に対する目標年度（令和 15 年度（2033 年度））の数値目標を、計画家庭系ごみ排出原単位及び計画事業系ごみ排出量ともに「8.0%削減」することを目標とする。



（１）数値目標設定の考え方

数値目標の設定に当たっては、和歌山県が平成 28 年 12 月に策定した「第 4 次和歌山県廃棄物処理計画」で掲げる数値目標、平成 25 年度から令和 2 年度の 8 年間で家庭系ごみ（集団回収及び資源ごみを除く。）の排出原単位を「3.8%削減」することを基準とする。

これに、本計画の計画期間を考慮すると、計画家庭系ごみ排出原単位は 7.6%削減となるが、本計画では、これを上回る

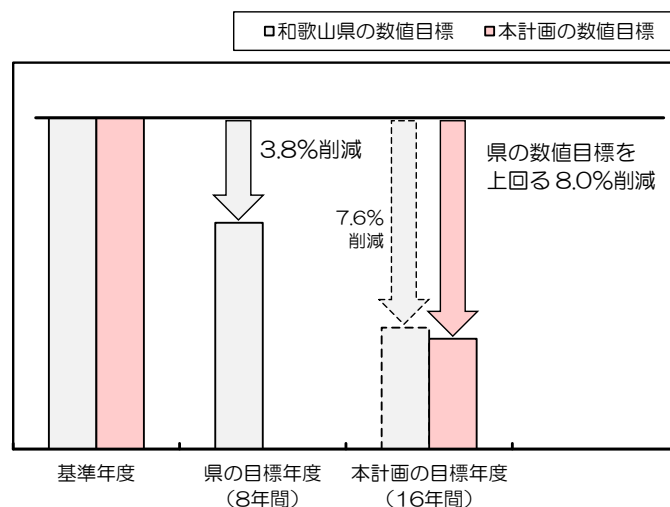
「8.0%削減」を数値目標として設定し、ごみの減量化に取り組むこととする。

次に、計画事業系ごみ排出量は、和歌山県の数値目標が設定されていないため、計画家庭系ごみ排出原単位の数値目標と同じ「8.0%削減」を目標として設定する。

参考）数値目標の比較

項目	基準年度	目標年度	
		令和 2 年度 （8 年間）	令和 15 年度 （16 年間）
和歌山県の数値目標	平成 24 年度	3.8%削減	（7.6%削減）
本計画の数値目標	平成 29 年度	—	8.0%削減

※本計画の計画期間は16年間だが、基準年度に対する目標年度までの期間は16年間となる。



参考）数値目標（削減目標）のイメージ図

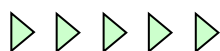
(2) 数値目標を達成した場合の計画排出量、リサイクル率及び最終処分量の削減率

前述の数値目標を達成した場合の計画排出量は、基準年度に対し 15.8%削減となり、リサイクル率は 20.2%となる。なお、集団回収ごみ量は現状維持することを目指すものとするが、将来人口は減少する見込みであるため、実質的には一人あたりの集団回収ごみ量は増加する計画である。

また、最終処分量は基準年度に対し 15.2%削減となる。

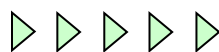
【目標達成時の計画排出量、リサイクル率及び最終処分量の削減率】

計画排出量



15.8%削減

計画リサイクル率



20.2%以上

計画最終処分量



15.2%削減

第2節 将来人口、ごみの排出量及び処理・処分量の見込み

1. 推計手順

将来人口については、実績に基づき推計を行った。

家庭系ごみ排出量（現状維持）については、令和5年度の家庭系ごみ排出原単位実績に基づき推計した家庭系ごみ排出原単位（現状維持）に、推計した将来人口を乗じることで算出した。

事業系ごみ排出量（現状維持）については、令和5年度の事業系ごみ排出量実績が数値目標を達成していることから、令和5年度実績を参考に推計とした。

計画家庭系ごみ排出量については、令和5年度の家庭系ごみ排出原単位に、ごみ減量化目標等を加味し推計した。

計画事業系ごみ排出量については、令和5年度の事業系ごみ排出量実績が数値目標を達成していることから、令和5年度実績を参考に推計とした。

推計した家庭系ごみ排出量及び事業系ごみ排出量に基づき、処理・処分量の推計を行った。

以降、ごみ減量化施策等を加味して推計した排出原単位及び排出量には、「計画」を付けて表すこととする。

将来人口及びごみ排出量等の推計手順を以下に示す。

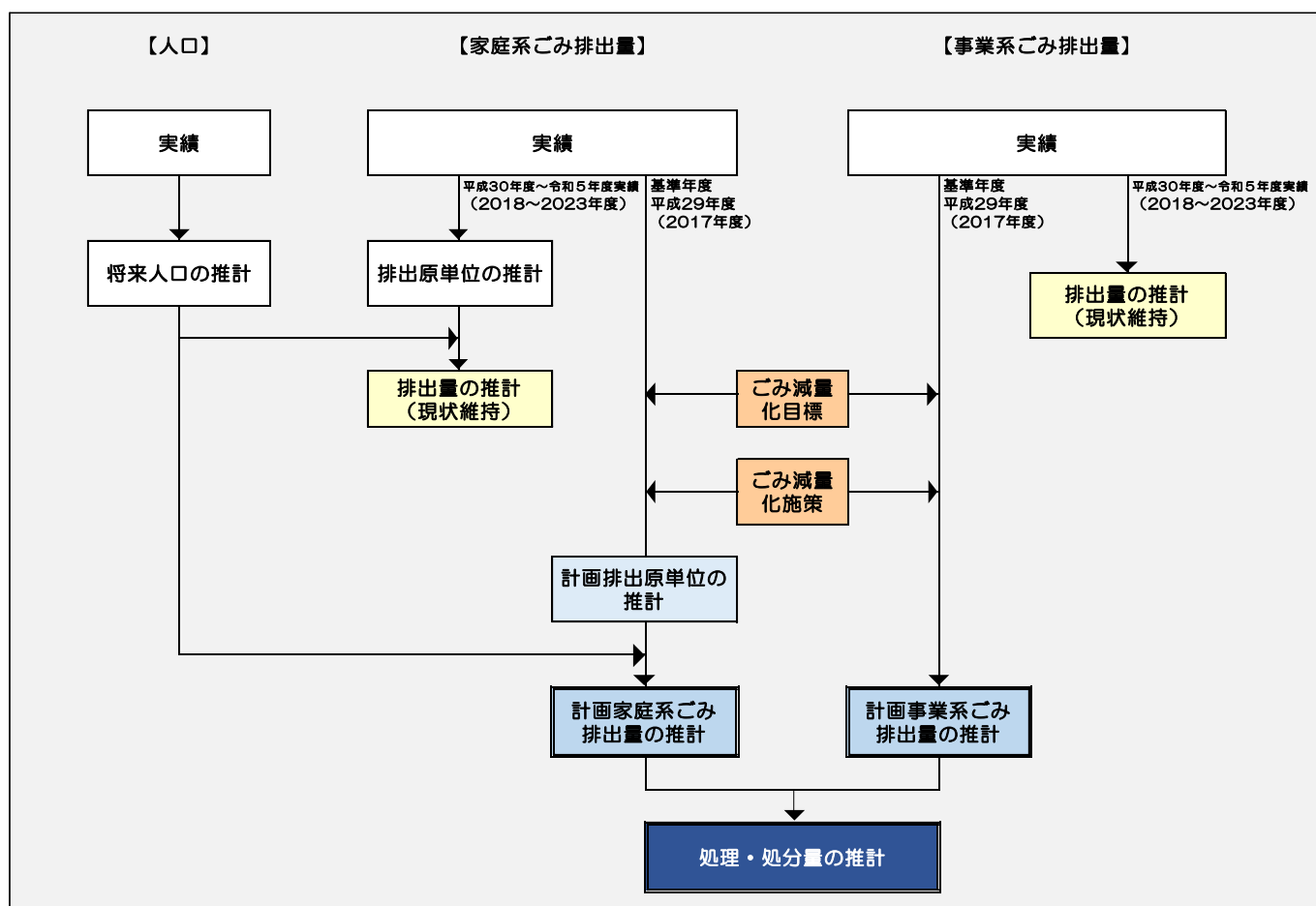


図 4-1 将来人口及びごみ排出量等の推計手順

2. 将来人口の推計

本市における将来人口の推計方法及び推計結果を以下に示す。

推計方法

- ・本計画の上位計画であり、かつ本市が所有している各計画間で整合性がとれるため、田辺市人口ビジョン（令和2年3月版）をもとに算出した。

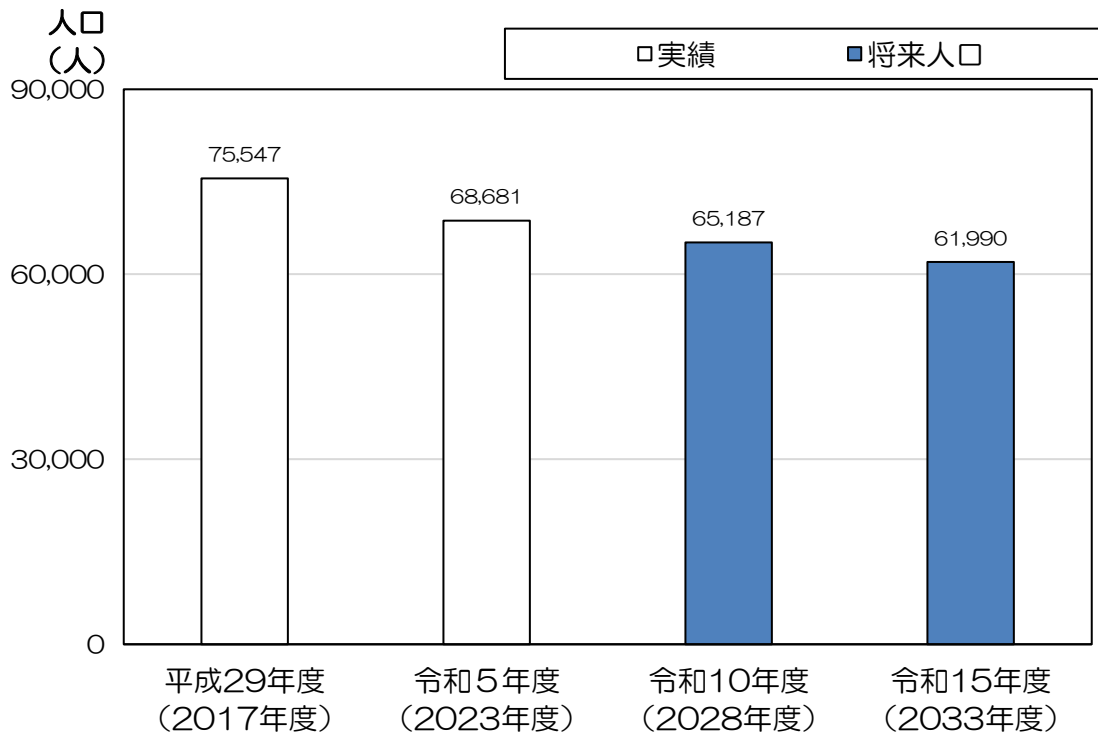


図 4-2 将来人口の推計結果

3. ごみ排出量の推計

(1) ごみ排出量及び排出原単位の推計（現状維持）

本市が、ごみの排出抑制やごみ減量化等を促進しない場合の家庭系ごみ排出原単位（現状維持）、家庭系ごみ排出量（現状維持）及び事業系ごみ排出量（現状維持）の推計方法と推計結果を以下に示す。

推計方法

・家庭系ごみ排出原単位（現状維持）

令和5年度（2023年度）実績に基づき、将来人口における人口減少率を乗じて推計した。

・家庭系ごみ排出量（現状維持）

家庭系ごみ排出原単位（現状維持）に、将来人口における人口減少率を乗じて推計した。

・事業系ごみ排出量（現状維持）

令和5年度（2023年度）実績を参考に推計した。

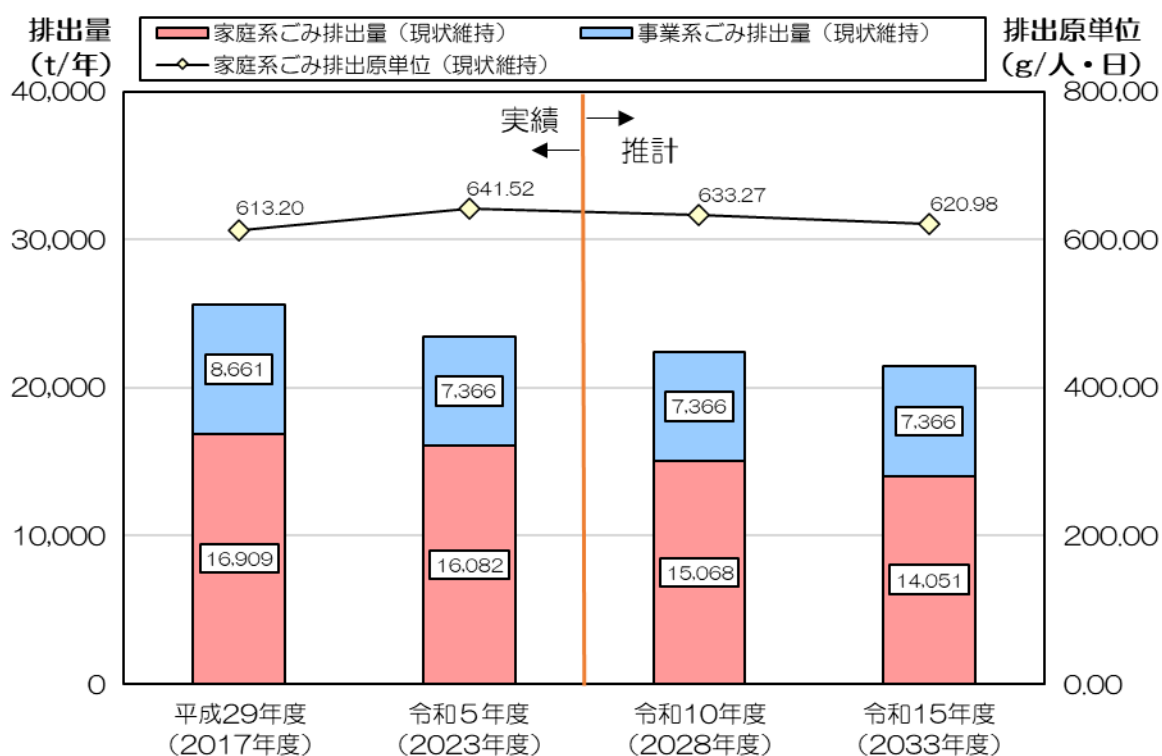


図 4-3 ごみ排出量及び排出原単位の推計（現状維持）

(2) 計画ごみ排出量及び計画排出原単位の推計

本市が、ごみの排出抑制やごみ減量化等を促進した場合の、計画家庭系ごみ排出原単位、計画家庭系ごみ排出量及び計画事業系ごみ排出量の推計方法と推計結果を以下に示す。

推計方法

・計画家庭系ごみ排出原単位

家庭系ごみ排出原単位については、基準年度である平成29年度(2017年度)から目標年度である令和15年度(2033年度)にかけて家庭系ごみ排出原単位が8.0%減少するとして推計した。

・計画家庭系ごみ排出量

計画家庭系ごみ排出原単位に、将来人口を乗じて算出した。

・計画事業系ごみ排出量

事業系ごみについては、基準年度である平成29年度(2017年度)からの目標排出量8.0%減少を達成しているため、令和5年度実績量と同量とした。

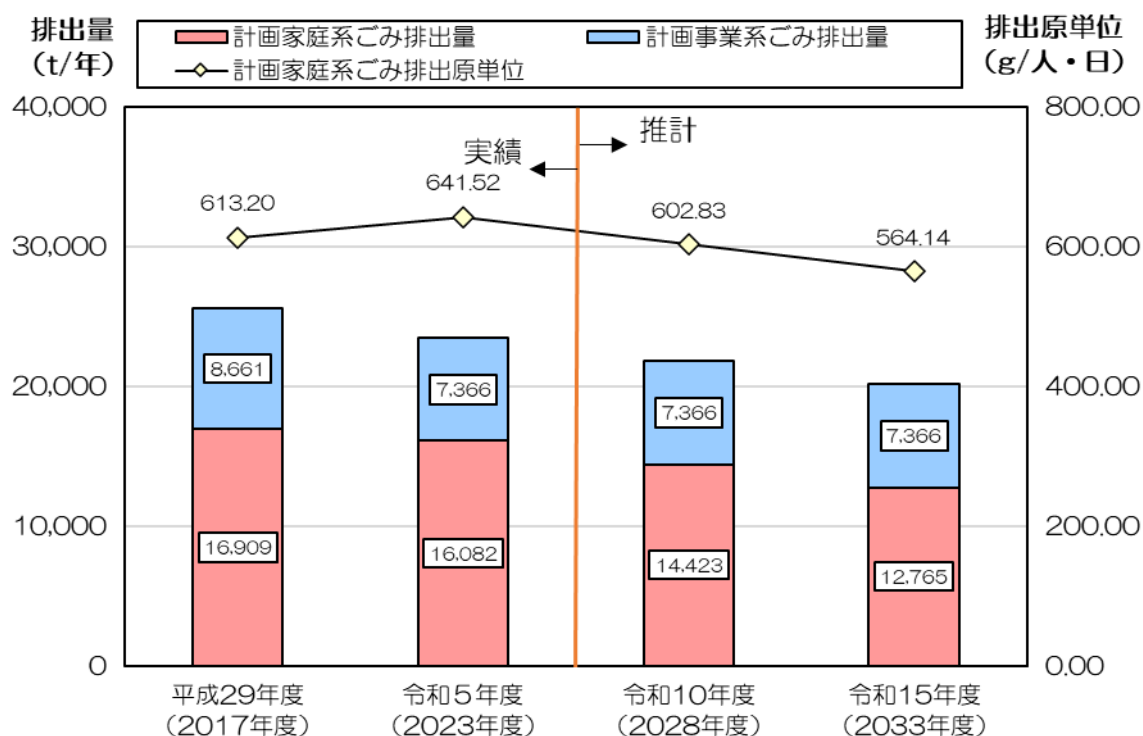


図 4-4 計画排出量等の推計

表 4-1 計画家庭系ごみ排出量及び計画家庭系ごみ排出原単位

単位：t/年

項目	実績値		推計値（計画）	
	基準年度	中間目標年度	中間目標年度	目標年度
	平成29年度 (2017年度)	令和5年度 (2023年度)	令和10年度 (2028年度)	令和15年度 (2033年度)
家庭系ごみ排出量	16,909	16,082	14,423	12,765
燃えるごみ	12,025	10,757	9,648	8,538
資源ごみ	1,963	1,888	1,693	1,499
プラスチックごみ	1,631	1,600	1,435	1,270
埋立てごみ	1,121	1,603	1,437	1,272
粗大ごみ	168	234	210	186
家庭系ごみ排出原単位（g/人・日）	613.20	641.52	606.19	564.14

表 4-2 計画事業系ごみ排出量及び計画事業系ごみ排出原単位

単位：t/年

項目	実績値		推計値（計画）	
	基準年度	中間目標年度	中間目標年度	目標年度
	平成29年度 (2017年度)	令和5年度 (2023年度)	令和10年度 (2028年度)	令和15年度 (2033年度)
事業系ごみ排出量	8,661	7,366	7,366	7,366
燃えるごみ	7,458	6,497	6,497	6,497
埋立てごみ	1,204	869	869	869
事業系ごみ排出原単位（t/事業所）	1.62	1.57	1.57	1.57

表 4-3 計画家庭系ごみ排出量及び計画事業系ごみ排出量

単位：t/年

項目	実績値		推計値（計画）	
	基準年度	中間目標年度	中間目標年度	目標年度
	平成29年度 (2017年度)	令和5年度 (2023年度)	令和10年度 (2028年度)	令和15年度 (2033年度)
家庭系ごみ排出量	16,909	16,082	14,423	12,765
事業系ごみ排出量	8,661	7,366	7,366	7,366
排出量	25,570	23,448	21,790	20,131

(3) 中間処理施設における処理量

本市が、ごみの排出抑制やごみ減量化施策等を促進した場合に、中間処理施設において処理される中間処理量の推計結果を以下に示す。

1) 計画焼却処理量

基準年度、中間目標年度及び目標年度の田辺市ごみ処理場における可燃ごみ処理施設における処理量の推移を以下に示す。

表 4-4 各施設における計画焼却処理量の推移

単位：t/年

項目	実績値		推計値（計画）	
	基準年度	中間目標年度	中間目標年度	目標年度
	平成29年度 (2017年度)	令和5年度 (2023年度)	令和10年度 (2028年度)	令和15年度 (2033年度)
合計	20,391	22,671	20,903	19,247
田辺市ごみ処理場 (一般廃棄物焼却施設)	19,561	17,365	16,145	15,036
うち みなべ町・上富田町	0	5,305	4,758	4,211
上大中クリーンセンター	830	0	0	0

※粗大ごみにおける可燃ごみ分を含まないため、排出量とは相違がある。

※上大中クリーンセンターについては、令和3年3月をもって閉鎖。閉鎖後は、中辺路地域及び大塔地域の燃えるごみを田辺市ごみ処理場（一般廃棄物焼却施設）で処理している。

※田辺市ごみ焼却場（一般廃棄物焼却施設）の平成29年度実績には新宮市受入分の275tを含むが、推計値（計画）には新宮市受入分を含まない。

2) 計画資源ごみ量及び計画リサイクル率の推移

基準年度、中間目標年度及び目標年度における本市の計画資源ごみ量及び計画リサイクル率の推移を以下に示す。

表 4-5 計画資源ごみ量の推移

単位：t/年

項目	実績値		推計値（計画）	
	基準年度	中間目標年度	中間目標年度	目標年度
	平成29年度 (2017年度)	令和5年度 (2023年度)	令和10年度 (2028年度)	令和15年度 (2033年度)
合計	5,437	4,262	4,376	4,491
資源ごみ量	3,611	3,052	2,747	2,444
紙類	688	610	547	484
ガラス・金属類	1,275	1,346	1,209	1,072
ペットボトル	150	168	160	152
プラスチック類	1,481	902	809	716
その他	17	25	23	20
集団回収ごみ	1,826	1,210	1,628	2,047

表 4-6 計画リサイクル率の推移

単位：t/年

項目	実績値		推計値（計画）	
	基準年度	中間目標年度	中間目標年度	目標年度
	平成29年度 (2017年度)	令和5年度 (2023年度)	令和10年度 (2028年度)	令和15年度 (2033年度)
総排出量	27,396	24,658	23,418	22,178
総資源化量	5,437	4,262	4,376	4,491
直接資源化量	1,760	1,762	1,587	1,411
処理後資源化量	1,851	1,289	1,161	1,033
集団回収ごみ量	1,826	1,210	1,628	2,047
リサイクル率（％）	19.8	17.3	18.6	20.2

(4) 計画最終処分量

本市が、ごみの排出抑制やごみ減量化施策等を促進した場合に、最終処分される最終処分量の推計結果を以下に示す。また、埋立処分する焼却残渣の推計結果を以下に示す。

表 4-7 計画最終処分量の推移

単位：t/年

項目	実績値		推計値（計画）	
	基準年度	中間目標年度	中間目標年度	目標年度
	平成29年度 (2017年度)	令和5年度 (2023年度)	令和10年度 (2028年度)	令和15年度 (2033年度)
排出量	25,570	23,448	21,790	20,131
最終処分量	4,918	5,659	5,075	4,491
最終処分率（％）	19.2	24.1	23.3	22.3

※最終処分量の平成29年度実績には、新宮市受入分の34tを含むが、推計値（計画）には、新宮市受入分を含まない。

表 4-8 計画焼却残渣量の推移

単位：t/年

項目	実績値		推計値（計画）	
	基準年度	中間目標年度	中間目標年度	目標年度
	平成29年度 (2017年度)	令和5年度 (2023年度)	令和10年度 (2028年度)	令和15年度 (2033年度)
合計	2,589	2,351	2,137	1,994
焼却灰	1,958	1,798	1,621	1,512
固化灰	522	554	516	482
上大中焼却灰	109	0	0	0

※※上大中クリーンセンターについては、令和3年3月をもって閉鎖。閉鎖後は、中辺路地域及び大塔地域の燃えるごみを田辺市ごみ処理場（一般廃棄物焼却施設）処理しているため、その焼却残渣量は田辺市ごみ処理場（一般廃棄物焼却施設）分に計上。

※平成29年度実績には新宮市受入分の焼却灰27t及び固化灰7tを含むが、推計値（計画）には新宮市受入分を含まない。

第3節 ごみ処理基本計画

1. 排出抑制・資源化計画

循環型社会形成推進基本法において定められている 3R のうち、廃棄物処理を考える上で最も重要とされているリデュース（排出抑制）の取組を第一に進めるべきである。それでもなお、ごみとして排出されるものについては、リユース（再利用）や分別の徹底により資源化を進めるリサイクル（再生利用）に対する手立てが必要である。

さらに昨今では、生産から流通・販売、消費に至る社会経済活動そのものを、大量生産・大量消費・大量廃棄の一方通行型から、持続可能な形で資源を利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を目指すことが世界の潮流となっている。

持続可能な社会の実現を目指していくためには、すべての人（市民・事業者・行政）の取組と互いの連携がますます求められており、ごみの排出抑制・資源化を行うため、住民、事業者、行政がそれぞれ以下の責務について積極的に実行していくことが大切である。

住民：排出抑制、集団回収等の資源化及びごみの分別排出に協力する。

事業者：排出抑制及び資源化を本市と連携して実践する。

行政：排出抑制及び資源化の啓発に努める。

本市では、設定したごみ減量化目標を達成するために、地域の実情を踏まえた行動計画を以下に示す。

なお、社会情勢の変化等、必要に応じて住民・事業者・行政の取組の見直しを図るとともに、新たな取組の実施についても検討することとする。

（1）住民の取組

住民は、環境への負担を考えると同時に、循環型社会の形成に向け、不要なものを購入・廃棄しないようにするなど、ライフスタイルを見直す必要がある。また、使えるものは再利用するなど、排出抑制を図っていく必要がある。

① マイバック運動

買い物時には、買物袋を持参し、また過剰な包装を断るとともに、簡素な包装の商品を求めるように心掛ける。

② 使い捨てライフスタイル（生活様式）の見直し

使い捨てのライフスタイルを改め、廃棄物の減量化・再生利用を念頭に置いた環境にも配慮したライフスタイルを住民各自が心掛ける。

③ 水切りの徹底

生ごみ排出時に水分をよく切って排出し、燃えるごみの減量化を図る。

④ 自家処理の推進

本市の補助制度を有効に活用し、電気式生ごみ処理機器等により、燃えるごみに含まれる厨芥類を積極的に自家処理し、燃えるごみの減量化を図る。

⑤ 資源ごみ分別排出の徹底及び集団回収の利用

家庭から排出されるごみ(不用品)の資源化、再利用できるものの分別を徹底し、集団回収(古紙類)及び拠点回収(古紙類、ペットボトル、缶、びん類)の積極的な利用を心掛け、資源化の向上に努める。

⑥ 再生利用品の積極的利用

再生利用品(再生紙使用品等)を積極的に利用することが、資源循環型社会システムの構築につながることから、住民各自が積極的に再生利用品を使用する。具体的には、使い捨て商品の利用を自粛し、エコマーク商品やグリーンマーク商品などの環境に配慮した商品を選択して利用する。

⑦ 流通経路を利用した回収への協力

印刷用トナー、小型充電式電池(リチウムイオン電池、ニカド電池等)、家電4品目、パソコン等のリサイクルルートが確立されている物品については、ごみの減量化とともに、よりリサイクルが容易な環境に優しい製品の開発、供給を促すために、ごみとして排出せず、流通経路の逆ルートによる返却を行う。

(2) 事業者の取組

事業者は、排出量を減らす配慮をした事業活動を行うとともに、適正処分への取組を本市と共に行っていく必要がある。

① 使い捨て商品の使用抑制と自主回収

使い捨て商品の使用自粛や繰り返し利用できる商品への転換を図るとともに、販売店を利用した回収ルートの確立に努める。

② 事業系ごみの発生抑制

事業所から排出されるごみの分別意識を徹底し、排出抑制に努める。特に、ミスコピー等の裏紙の再利用や、紙類、OA 関連用紙及び段ボール等の資源化を推進する。

③ 過剰包装の抑制

小売店や観光地の商店においては、簡易包装を推進し、ポスターや簡易包装シール等で消費者への理解を深める。また、流通時の包装容器は、通い箱の利用や流通業者による回収及び再利用などを行い、容器包装廃棄物の発生抑制に努める。

④ 再生利用品の積極的活用

循環型社会システム構築のために、再生利用品（再生紙等）を積極的に利用する。事業所内でのこうした対応により、従業員に対する意識改革も図る。

⑤ 再生可能な商品の開発

商品製造の際には、商品が使用された後に廃棄された場合を想定し、よりリサイクルしやすい製品、分別しやすい製品等の開発を行う。

⑥ 古紙（再生紙）の利用促進

事業所内における紙類（トイレットペーパー、OA 紙類等）については、再生紙を積極的に利用する。また、同じ再生紙であっても、古紙配合率の高いもの、白色度の低いものを使用するように努める。

⑦ 流通経路を利用した回収

印刷用トナー、小型充電式乾電池（リチウムイオン電池、ニカド電池等）、家電4品目、パソコン等のリサイクルルートが確立されている物品については、流通経路の逆ルートを利用した回収を行う。

（3）行政の取組

行政は、本市で発生する廃棄物の責任者として、住民や事業者と協働して、循環型社会の普及に努めていく必要がある。

① 生ごみ処理機器購入費補助金交付事業

本市では、家庭で排出される生ごみの減量化や堆肥としての資源化を目的として、生ごみ処理機や処理容器を購入する際、市が購入費の一部を補助する支援を行っている。具体的には本体価格の2分の1以内とし、上限を20,000円としている。今後も、本事業を継続し、燃えるごみの減量化を推進する。

② 資源ごみ集団回収奨励金交付事業

市に登録された集団回収実施団体が回収した古紙類について、1kg当たり4円の奨励金を交付する「資源ごみ集団回収奨励金交付事業」を引き続き実施していく。「資源ごみ集団回収奨励金交付要綱」に基づき登録された団体が、積極的に地域の環境及びごみ問題に取組、資源の有効利用の促進に努め、一般廃棄物処理計画に協力、貢献した団体に対して表彰を行っており、今後も本制度を継続していく。

③ ごみ分別の徹底

今後も、ごみの減量化、分別排出の徹底及び排出モラルの向上を図るため、町内会等の単位で分別収集の必要性や導入による効果などの説明会を行う。

④ グリーン購入の推進

グリーン購入の推進には、再生品等の供給面の取組に加え、需要面からの取組が重要であることから、市は率先して環境物品等（環境への負担ができる限り小さい物品）を調達するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、住民に対して需要の転換を図る。

⑤ プラスチックごみ資源化の推進

ペットボトル及びその他プラスチックには、識別表示マークがつけられており、分別がしやすくなっている。これらのマークを「ごみ収集カレンダー」等に記載し、住民に理解してもらい、資源化を促進する。プラスチックごみについては、リサイクル製品の素材として再商品化や製紙工場での燃料にするため、プラスチック製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック使用製品に選別している。今後は、プラスチック使用製品廃棄物の再商品化についても、検討を進めていく。

また、市内の小売店舗等において、使用済みの食品トレイ、牛乳パック及びペットボトル等の容器包装類を店頭で回収し、再利用・資源化するよう啓発を行う。

今後もリサイクル率向上のため、分別排出の徹底及び排出時の品質を確保できるよう、環境学習会等により啓発を行う。

⑥ 拠点回収の強化

本市では、市内の公共施設を拠点として、住民から古紙類（新聞、雑誌、段ボール）や缶・びん、ペットボトルを受け入れており、今後も拠点回収事業を実施する。

⑦ サーキュラーエコノミーの推進

持続可能な社会の構築のためには、従来の資源や環境に大きな負荷がかかる大量生産から大量消費、大量廃棄への一方通行型の経済システムである線形経済（リニアエコノミー）からの脱却を図る必要がある。このため、経済活動において製品の生産段階から再利用などを視野に入れて設計・製造し、使用後は原料等として循環させ、廃棄物の発生抑制等を目指すサーキュラーエコノミー（循環経済）の取組が、現在、世界的に推進されている。また、この取組はCO₂排出抑制も図られることからカーボンニュートラルの実現にも貢献する。

本市においても、サーキュラーエコノミーの意義を受け止め、事業者と連携を図りながら、家庭系廃食油の再生利用やペットボトルの水平リサイクルの取組等を推進する。

⑧ ごみ減量化に関する啓発の強化

本市のごみ量及びごみ質や全国的なごみ量の推移、リサイクルの現状等を広報やごみ収集カレンダーで定期的に住民及び事業者へ情報提供することで、ごみ減量についての関心を促す。

⑨ 環境教育の実施

次世代を担う子供達にごみに関する意識が育まれるよう、学校教育において行われている社会科見学等の環境問題に関する学習活動と連携した環境教育を実施する。また、町内会や女性会、各種団体等の処理施設の見学会や学習会を継続して行っていく。

⑩ リサイクル展等の展開

リサイクル可能な廃棄物（家具、電化製品、自転車等）を修繕してリサイクル展に展示し、ものを大切に使うという意識を通して、ごみの減量化とリサイクルを呼び掛けている。今後も「生涯学習フェスティバル」に合わせて環境を考える機会を提供する。

⑪ ごみ減量及びリサイクル推進協力店制度の実施

本市では、ごみの減量化やリサイクルに取り組んでいるなど、環境に配慮した店舗を「ごみ減量及びリサイクル推進協力店」として登録しており、今後も登録店舗数の拡大を図る。

⑫ 処理困難物の資源化

本市では、タイヤ、バッテリー、消火器等の本市が処理困難物として位置付けているものを有料で引き取り、民間資源化事業者に搬入の上、資源化を行っている。今後も引き続き、国の法令に準拠した上で処理困難物の適正処理・資源化を図る。

⑬ 流通経路を利用した回収方法の周知

印刷用トナー、小型充電式乾電池（リチウムイオン電池、ニカド電池等）、家電4品目、パソコン等のリサイクルルートが確立されている物品については、流通経路の逆ルートを利用し、適正なリサイクルを行うよう、住民・事業者に対し周知を図る。

2. 収集・運搬計画

(1) 基本方針

分別・排出されたごみは、適正処理・処分が図られるよう、迅速かつ衛生的に収集・運搬する。

(2) 収集区域

収集区域は、本市全域とする。

(3) 収集体制

今後の収集体制は、原則、現在の収集体制で満足できるものとなっており、現状を維持する。また、更なるごみの減量化・資源化を推進していく。

なお、一般廃棄物収集運搬業の許可に際しては、区域を定めて行うものとし、ごみの排出量の推計値等から推察すると、現状の体制で十分対応可能である。

(4) 分別区分等

本市の目標年度におけるごみの分別区分等は、原則、現在の分別区分から変更しないものとする。

3. 中間処理計画

(1) 基本方針

本市から排出された燃えるごみは、田辺市ごみ処理場（一般廃棄物焼却施設）で焼却処理する。埋立てごみ及び資源ごみの一部はストックヤード施設に保管した後、自走式破砕機、容器包装プラスチックリサイクル施設で処理する。

一般廃棄物焼却施設は、平成8年度（1996年度）に使用を開始したが、平成26年度（2014年度）から平成28年度（2016年度）の3年間で基幹的設備改良工事を行っており、今後も基本的には現状の体制で処理する。

上大中クリーンセンターについては、令和3年3月をもって閉鎖したため、閉鎖後は、中辺路地域及び大塔地域の燃えるごみを田辺市ごみ処理場（一般廃棄物焼却施設）で処理している。

また、本市ごみ処理場で受託している平成30年度（2018年度）からのみなべ町の可燃ごみの焼却処理及び可燃性粗大ごみの破砕処理と、令和3年度からの上富田町の可燃ごみの焼却処理については、今後も田辺市ごみ処理場（一般廃棄物焼却施設）で継続して処理を行うものとする。

4. 最終処分計画

(1) 基本方針

本市から排出されたごみ（埋立てごみ）及び焼却残渣は、田辺市ごみ処理場（一般廃棄物最終処分場）で埋立処分していたが、現在は令和3年度（2021年度）に供用を開始した紀南広域廃棄物最終処分場で処分を行っている。紀南広域廃棄物最終処分場の概要を以下に示す。

表 4-9 最終処分場の概要

名 称	紀南広域廃棄物最終処分場
事 業 主 体	紀南環境広域施設組合
構 成 団 体	田辺市、新宮市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町、 那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町
埋 立 開 始	令和3年度（2021年度）
埋 立 面 積	約 24,000m ²
埋 立 容 量	約 198,000m ³
埋 立 対 象 物	和歌山県の紀南地域で発生した廃棄物の中間処理残渣

第4節 その他の事項

1. 在宅医療廃棄物

在宅医療廃棄物は、国の方針に準じ、医師会等と連携を図りながら、収集・運搬の安全性が確保されている非感染性廃棄物（針等の鋭利なものを除く）について、田辺市ごみ処理場で適正に処理するとともに、引き続き医療機関及び住民に対し処理方法を周知していく。

2. 災害廃棄物対策

本市は令和3年6月に「災害廃棄物処理計画」を策定。これを踏まえ、本市が被災した場合には本計画に基づき、早期の復旧・復興のために災害廃棄物の処理を迅速に行う必要がある。田辺市地域防災計画を踏まえ、災害時に発生する廃棄物の広域的処理体制の確保を図るため、関係機関や関係事業者、周辺地域との連携を図ることとする。

第5章 生活排水処理施設の現況

第1節 生活排水処理施設の整備状況

1. 公共下水道

(1) 田辺市街地公共下水道

田辺市街地公共下水道の概要を以下に示す。

本市の公共下水道基本計画は、平成20年3月に策定しており、現在、整備実現に向けた検討を進めている。

表 5-1 公共下水道の概要

地区名	供用開始年度	計画人口 (人)	加入戸数 (戸)	加入人口 (人)	処理方式
田辺市街地	未定	13,320	6,231	13,320	未定

出典：田辺市公共下水道事業基本計画書（平成20年3月）

(2) 特定環境保全公共下水道

特定環境保全公共下水道の概要を以下に示す。

特定環境保全公共下水道事業は、本市の代表的な観光地である川湯温泉と龍神温泉周辺地域の豊かな自然環境の保全のため整備している。

表 5-2 特定環境保全公共下水道の概要

地区名	供用開始年度	計画人口 (人)	加入戸数 (戸)	加入人口 (人)	処理方式
川湯処理区	平成8年9月	4,480	35	38	単槽式嫌気好気活性汚泥方式
龍神温泉処理区	平成14年4月	4,900	69	33	オキシデーション・ディッチ方式
合計			104	71	-

令和6年3月末現在

2. 集落排水処理施設

(1) 農業集落排水処理施設（小規模集合排水処理施設を含む。以下同じ。）

本市の農業集落排水処理施設の概要を以下に示す。

農業集落排水処理事業及び小規模集合排水処理事業は、農業振興地域でかつ集落形態が密である区域で整備している。

表 5-3 農業集落排水処理施設の概要

地区名	供用開始年度	計画人口 (人)	加入戸数 (戸)	加入人口 (人)	処理方式
中芳養平野	平成4年4月	200	44	115	嫌気ろ床接触ばっ気方式
上秋津川西	平成6年4月	1,110	316	808	嫌気ろ床接触ばっ気方式
三栖左岸	平成6年4月	980	179	742	嫌気ろ床接触ばっ気方式
中芳養	平成7年10月	1,270	276	1,013	嫌気ろ床接触ばっ気方式
上秋津川東	平成7年10月	1,910	416	1,453	回分式活性汚泥方式
三栖右岸	平成10年4月	2,460	599	1,737	オキシデーション・ディッチ方式
上芳養	平成10年4月	1,070	260	906	回分式活性汚泥方式
上野（鎌倉・中根）	平成12年4月	269	38	139	接触ばっ気方式
長野	平成14年4月	830	192	561	連続流入間欠ばっ気方式
古屋谷	平成15年4月	270	75	226	沈殿分離及び接触ばっ気方式
芳養	平成17年8月	600	150	477	連続流入間欠ばっ気方式
合計			2,545	8,177	-

令和6年3月末現在

(2) 林業集落排水処理施設

本市の林業集落排水処理施設の概要を以下に示す。

本市の林業集落排水処理事業は、林業振興地域で、龍神地域の大垣内地区及び津越地区で整備している。

表 5-4 林業集落排水処理施設の概要

地区名	供用開始年度	計画人口 (人)	加入戸数 (戸)	加入人口 (人)	処理方式
大垣内	平成13年4月	100	24	46	沈殿分離及び接触ばっ気方式
津越	平成16年4月	100	19	38	沈殿分離及び接触ばっ気方式
合計			43	84	-

令和6年3月末現在

(3) 漁業集落排水処理施設

本市の漁業集落排水処理施設の概要を以下に示す。

本市の漁業集落排水処理事業は、芳養松原・井原地区で実施している。

表 5-5 漁業集落排水処理施設の概要

地区名	供用開始年度	計画人口 (人)	加入戸数 (戸)	加入人口 (人)	処理方式
松原・井原	平成19年4月 一部供用	2,530	606	1,849	オキシデーション・ディッチ方式

令和6年3月末現在

3. 浄化槽等

(1) 地域排水処理施設

本市の地域排水処理施設の概要を以下に示す。

本市の地域排水処理事業は、土地開発地域において、その地域及び周辺地域の環境保全を図るため整備している。

表 5-6 地域排水処理施設の概要

地区名	供用開始年度	計画人口 (人)	加入戸数 (戸)	加入人口 (人)	処理方式
神島台	昭和60年11月	1,200	258	611	長時間ばっ気方式
中芳養貝田	平成7年4月	250	39	98	沈殿分離及び接触ばっ気方式
城山台	平成13年4月	2,700	368	847	消化液循環活性汚泥方式
合計			665	1,556	-

令和6年3月末現在

(2) 戸別排水処理施設

本市の戸別排水処理施設の概要を以下に示す。

本市の戸別排水処理事業は、秋津川地域において、その地域及び周辺地域の環境保全を図るため整備している。

表 5-7 戸別排水処理施設の概要

地区名	供用開始年度	計画人口 (人)	加入戸数 (戸)	加入人口 (人)	処理方式
秋津川	平成19年8月	454	71	206	嫌気ろ床接触ばっ気方式

令和6年3月末現在

(3) 浄化槽設置整備事業

本市の浄化槽設置整備事業の設置実績を以下に示す。

本市は浄化槽設置整備事業を平成元年より実施しており、令和5年度(2023年度)時点で、計 10,383 基設置している。

表 5-8 浄化槽補助実績

	平成元年度 (1989年度)	平成2年度 (1990年度)	平成3年度 (1991年度)	平成4年度 (1992年度)	平成5年度 (1993年度)
浄化槽補助基数	37	137	170	212	324
	平成6年度 (1994年度)	平成7年度 (1995年度)	平成8年度 (1996年度)	平成9年度 (1997年度)	平成10年度 (1998年度)
浄化槽補助基数	355	535	335	523	529
	平成11年度 (1999年度)	平成12年度 (2000年度)	平成13年度 (2001年度)	平成14年度 (2002年度)	平成15年度 (2003年度)
浄化槽補助基数	242	414	548	392	427
	平成16年度 (2004年度)	平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)
浄化槽補助基数	379	350	325	340	320
	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
浄化槽補助基数	288	268	239	269	271
	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
浄化槽補助基数	220	234	244	216	221
	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
浄化槽補助基数	224	220	214	198	163
					計
					10,383

4. 生活雑排水処理施設

本市の生活雑排水処理施設の概要を以下に示す。

本市の生活雑排水処理事業は、本宮町皆地集落で実施している。

なお、この本宮町皆地集落には「ふけ田」と呼ばれる湿地があり、日本でも少なくなっている動植物が見られ、生活雑排水の流入による水質の悪化による希少動植物の保護や生活環境の改善のため、生活雑排水処理施設を整備している。

表 5-9 生活雑排水処理施設の概要

地区名	供用開始年度	計画人口 (人)	加入戸数 (戸)	加入人口 (人)	処理方式
本宮町皆地	平成16年4月	60	25	36	四万十川方式（自然循環方式）

令和6年3月末現在

5. し尿処理施設

本市のし尿処理施設の概要を以下に示す。

本市のし尿及び浄化槽汚泥の処理について、田辺地域及び龍神地域は、田辺市周辺衛生施設組合、中辺路地域及び大塔地域は、富田川衛生施設組合、本宮地域は紀南環境衛生施設事務組合で処理を行っている。

表 5-10 し尿処理施設の概要

	田辺市周辺衛生施設組合 清浄館	富田川衛生施設組合 白鳥苑	紀南環境衛生施設事務組合 汚泥再生処理センター
構成市町村	田辺市 (田辺地域及び龍神地域)、 みなべ町	田辺市 (中辺路地域、大塔地域)、 白浜町、上富田町	田辺市 (本宮地域)、 新宮市、北山村、 三重県紀宝町、御浜町
所在地	田辺市新庄町 1177-3	西牟婁郡白浜町 十九瀬 1182-1	新宮市新宮 8002-9
処理能力	170kl/日	75kl/日	98kl/日
処理方式	高負荷脱窒素処理方式 ＋高度処理	標準脱窒素処理方式 ＋高度処理	前脱水型高負荷脱窒素処理 方式＋高度処理
運転方式	委託	直営	直営
汚泥処理方法	焼却	焼却	焼却
供用開始 年月	平成7年4月	平成18年4月	平成29年4月

第2節 生活排水処理の実績

1. 生活排水処理形態別人口

本市の生活排水処理形態別人口の推移を以下に示す。

表 5-11 生活排水処理形態別人口の推移

	単位	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
総人口	人	74,877	73,734	72,561	71,550	70,414	69,156	67,937
生活排水処理人口	人	42,476	43,332	43,445	44,358	44,481	44,523	44,243
公共下水道	人	91	84	88	88	86	79	71
集落排水処理施設	人	9,613	9,596	9,438	9,445	9,309	9,257	9,378
農業集落排水処理施設	人	7,115	7,020	6,799	6,802	6,635	6,573	6,628
漁業集落排水処理施設	人	1,186	1,186	1,187	1,170	1,155	1,128	1,128
林業集落排水処理施設	人	70	68	69	70	71	69	66
地域排水処理施設	人	1,242	1,322	1,383	1,403	1,448	1,487	1,556
合併処理浄化槽	人	32,772	33,652	33,919	34,825	35,086	35,187	34,794
うち戸別	人	208	225	217	212	209	207	206
未処理人口	人	32,401	30,402	29,116	27,192	25,933	24,633	23,694
単独処理浄化槽	人	22,206	20,891	20,250	19,898	19,265	19,029	18,577
非水洗化人口	人	10,195	9,511	8,866	7,294	6,668	5,604	5,117
水洗化率	%	86.4	87.1	87.8	89.8	90.5	91.9	92.5
生活排水処理率	%	56.7	58.8	59.9	62.0	63.2	64.4	65.1

令和6年3月末現在

2. し尿及び浄化槽汚泥

本市のし尿及び浄化槽汚泥収集量の推移を以下に示す。

表 5-12 し尿及び浄化槽汚泥収集量の推移

	単位	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
総排出量	kl/年	39,831	39,799	39,614	40,063	40,322	39,417	40,090
汲み取りし尿	kl/年	8,744	8,712	8,263	7,250	6,603	6,397	6,209
集落排水汚泥	kl/年	2,857	2,800	2,740	3,036	2,975	2,951	2,835
農業集落排水処理施設	kl/年	2,051	1,997	1,955	2,076	2,051	2,010	1,926
漁業集落排水処理施設	kl/年	288	306	288	288	304	289	288
林業集落排水処理施設	kl/年	120	120	120	140	120	120	120
地域排水処理施設	kl/年	398	377	377	532	500	532	501
浄化槽汚泥（戸別含む）	kl/年	28,230	28,287	28,611	29,777	30,744	30,069	31,046
総排出原単位								
汲み取りし尿	l/人・日	2.35	2.51	2.55	2.72	2.71	3.13	3.32
集落排水汚泥								
農業集落排水処理施設	l/人・日	0.79	0.78	0.79	0.84	0.85	0.84	0.80
漁業集落排水処理施設	l/人・日	0.67	0.71	0.66	0.67	0.72	0.70	0.70
林業集落排水処理施設	l/人・日	4.70	4.83	4.76	5.48	4.63	4.76	4.98
地域排水処理施設	l/人・日	0.88	0.78	0.75	1.04	0.95	0.98	0.88
浄化槽汚泥（戸別含む）	l/人・日	1.82	1.42	1.45	1.49	1.55	1.52	1.59

令和6年3月末現在

第6章 生活排水処理基本計画

第1節 基本となる枠組みの設定

1. 基本方針

本市の河川や海の汚れの原因の約8割は生活排水によるもので、こうした水域の水質改善を図るためには、公共下水道や浄化槽など生活排水処理施設の整備の推進を検討する必要がある。

以上を踏まえ、以下の3つの基本方針を定める。

＜基本方針1＞ 生活排水処理施設の整備の推進を図る

①「左会津川」流域等の市街地地域

田辺湾への生活排水による汚濁負担の低減につなげるため、既成市街地の人口密集地域及び商業地域は、公共下水道による整備実現に向けた検討を進める。

新興住宅地等の既成市街地から離れた地域は、浄化槽設置率が高いことから、個別浄化槽による生活排水処理を推進していく。

農業振興地域における農業集落排水処理事業等の事業実施区域以外は、個別浄化槽による生活排水処理を推進していく。

②「日高川」、「富田川」、「日置川」及び「熊野川」流域

本市の「日高川」「富田川」「日置川」「熊野川」流域は、それぞれの河川の源流に位置すること、「熊野川」流域については、本河川の上流域であることから、水処理対策の必要性が極めて高い地域と言える。

林業振興地域における林業集落排水処理事業及び特定環境保全公共下水道事業実施区域外は、個別浄化槽による整備を進める。

＜基本方針2＞ 排出されたし尿及び浄化槽汚泥については、適正に処理を行う

本市には、以下に示す生活雑排水の処理主体があり、本市の許可業者により、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬及び浄化槽清掃を行っている。今後も排出されたし尿及び浄化槽汚泥について、適切に処理を進めて行くことが大切である。

本市における生活雑排水の処理主体を次頁に示す。

表 6-1 生活雑排水の処理主体

処理施設の種類	処理対象			処理主体
	し尿	生活雑排水	汚泥	
市街地公共下水道※	○	○	○	田辺市
特定環境保全公共下水道	○	○		田辺市
農業集落排水処理施設	○	○		田辺市
小規模集合排水処理施設	○	○		田辺市
林業集落排水処理施設	○	○		田辺市
漁業集落排水処理施設	○	○		田辺市
戸別排水処理施設	○	○		田辺市
地域排水処理施設	○	○		田辺市
生活雑排水処理施設		○		田辺市
合併処理浄化槽	○	○		個人等
単独処理浄化槽	○			個人等
し尿処理施設	○		○	田辺市周辺衛生施設組合 富田川衛生施設組合 紀南環境衛生施設事務組合

※平成 20 年 3 月 田辺市公共下水道事業基本計画による。

＜基本方針 3＞ 水環境を思いやる暮らしの輪を広げる

処理施設の整備には多大な時間と費用を要するため、施設整備を待つだけでは不十分である。

生活排水は日常生活に伴って排出され、住民一人ひとりが汚濁の原因者ともいえる。そのため、生活する上で身近な河川などとの関わりを自覚し、一人ひとりの工夫や心掛けによって汚濁負荷量の低減に努めることが大切である。

本市は、今後とも地域での環境学習会等を実施し、家庭でできる自主的な実践活動を推進するものとする。

第2節 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理施設整備計画

(1) 田辺市街地公共下水道

田辺市街地公共下水道は、既成市街地の人口密集地の生活排水を処理する計画で、整備実現に向けた検討を進める。

(2) 浄化槽の整備

浄化槽による生活排水処理は、他の生活排水処理との整合性を図りながら、有効な方法により推進していく。

なお、本市では、生活排水による公共用水域の汚濁防止のために、合併処理浄化槽を設置する住民を対象に、設置費用の一部を補助する制度を設けており、今後も、浄化槽の整備を推進していく。

1) 既成市街地から離れた地域について

地形等の自然条件、集落の形成などの地域性、経済性を勘案し、新興住宅地等の既成市街地から外れた地域は、浄化槽による生活排水処理を推進していく。

2) 農業振興地域、林業振興地域における集落地域について

地域的制約や経済的に集合型処理施設の整備に比べ浄化槽（個別処理）の整備が有利である地域においては、浄化槽による生活排水処理を推進していく。

3) グリーン購入の推進について

生活排水により、環境への負荷を低減させるために、「田辺市グリーン購入基本方針」に基づき、住民及び事業者にグリーン購入の取組の普及・啓発を行い、浄化槽に対する上乗せ補助制度を推進する。

以下のように定めたものを補助の対象とする。

- ・市が認めた、環境に配慮した浄化槽
- ・製品に再生樹脂を使用した浄化槽

4) みなし浄化槽（単独処理浄化槽）対策

単独処理浄化槽は汚濁負荷が高く、水質汚濁の要因となっていることから、既存の単独処理浄化槽を撤去し、合併処理浄化槽を設置する場合に、合併処理浄化槽設置の補助金のほかに、撤去及び配管費用を補助する。

2. 目標年度における生活排水処理形態別人口

本市では、最終的にはすべての生活排水を処理することを目標とし、本市全体の生活排水の処理を図るものとする。

基準年度、中間目標年度及び目標年度の計画生活排水処理人口を以下に示す。また、水洗化率、生活排水処理率を以下に示す。

表 6-2 計画生活排水処理人口

	単位	実績		推計値	
		基準年度	中間目標年度	中間目標年度	目標年度
		平成29年度 (2017年度)	令和5年度 (2023年度)	令和10年度 (2028年度)	令和15年度 (2033年度)
総人口	人	74,877	67,937	64,503	61,356
生活排水処理人口	人	42,476	44,243	46,906	49,567
公共下水道	人	91	71	71	71
集落排水処理施設	人	9,613	9,378	9,551	9,722
農業集落排水処理施設	人	7,115	6,628	6,611	6,593
漁業集落排水処理施設	人	1,186	1,128	1,061	993
林業集落排水処理施設	人	70	66	54	40
地域排水処理施設	人	1,242	1,556	1,826	2,096
合併処理浄化槽	人	32,772	34,794	37,284	39,774
うち戸別	人	208	206	199	191
未処理人口	人	32,401	23,694	17,597	11,789
単独処理浄化槽	人	22,206	18,577	13,432	8,999
非水洗化人口	人	10,195	5,117	4,165	2,790
水洗化率	%	86.4	92.5	93.5	95.5
生活排水処理率	%	56.7	65.1	72.7	80.8

3. し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

(1) 基準年度、中間目標年度及び目標年度における計画排出量

本市における、基準年度、中間目標年度及び目標年度の計画し尿・汚泥排出量を以下に示す。

表 6-3 計画し尿・汚泥排出量

	単位	実績		推計値	
		基準年度	中間目標年度	中間目標年度	目標年度
		平成29年度 (2017年度)	令和5年度 (2023年度)	令和10年度 (2028年度)	令和15年度 (2033年度)
総排出量	kl/年	39,831	40,090	36,409	33,819
汲み取りし尿	kl/年	8,744	6,209	4,642	3,109
集落排水汚泥	kl/年	2,857	2,835	2,995	3,040
農業集落排水処理施設	kl/年	2,051	1,926	2,003	1,997
漁業集落排水処理施設	kl/年	288	288	274	256
林業集落排水処理施設	kl/年	120	120	94	70
地域排水処理施設	kl/年	398	501	624	717
浄化槽汚泥（戸別含む）	kl/年	28,230	31,046	28,772	27,670
総排出原単位					
汲み取りし尿	l/人・日	2.35	3.32	3.05	3.05
集落排水汚泥					
農業集落排水処理施設	l/人・日	0.79	0.80	0.83	0.83
漁業集落排水処理施設	l/人・日	0.67	0.70	0.71	0.71
林業集落排水処理施設	l/人・日	4.70	4.98	4.79	4.79
地域排水処理施設	l/人・日	0.88	0.88	0.94	0.94
浄化槽汚泥（戸別含む）	l/人・日	1.82	1.59	1.55	1.55

(2) 収集・運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は現状どおり、市許可の12業者により収集を行うものとする。なお、収集運搬の許可業者については、現状の体制で、十分対応可能である。収集にあたっては、地域を定め、計画的に収集することとする。

浄化槽汚泥は、計画処理区域内すべての浄化槽を対象とし、生汚泥のまま収集するものとする。

(3) 中間処理計画

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の中間処理は、今後も地域単位での処理を継続し、田辺地域及び龍神地域については、田辺市周辺衛生施設組合（清浄館）において、中辺路地域及び大塔地域については、富田川衛生施設組合（白鳥苑）において、また本宮地域については、紀南環境衛生施設事務組合（汚泥再生処理センター）において、それぞれ質、量の変動に対して適切に対応した処理を行うこととする。

(4) 最終処分計画

中間処理後の残渣については、中間処理計画と同様に、地域単位での処理を継続し、田辺地域及び龍神地域については、田辺市周辺衛生施設組合において、中辺路地域及び大塔地域については富田川衛生施設組合において、また本宮地域については紀南環境衛生施設事務組合においてそれぞれ適切に処分を行うこととする。